

LIBRA

合併号
2026年 7・8 月号

〈特集〉

弁護士業務における 生成AIの利活用と留意点

〈インタビュー〉

東京弁護士会前年度会長 鈴木 善和 会員

〈クローズアップ〉

2026年度 定期総会





リブラギャラリー

真夏の夜の夢 —清里 The フィールドバレエ—

2019年、清里で初めてフィールドバレエを観た。演目は「眠れる森の美女」。高原の夏の夜気、ひらけた空、背後の森——そのすべてが舞台となり、ダンサーの一挙手一投足を際立たせる。暗転のたびに広がる満天の星は、まさに“真夏の夜の夢”。忘れがたい一夜となり、以来、毎夏この地を訪れ、フィールドバレエを堪能している。野外劇とバレエの魅力に心を奪われている。

会員 富田 寛之 (48期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2026年7・8月合併号

特 集

02 弁護士業務における 生成AIの利活用と留意点

- | | |
|--------------------------|------|
| 1 特集にあたって(総論) | 後藤 大 |
| 2 各生成AIの比較 | 後藤 大 |
| 3 弁護士業務における活用事例 | |
| (1) 訴訟業務における生成AIの利活用 | 後藤 大 |
| (2) 企業法務における生成AIの利活用 | 関原秀行 |
| (3) 事務所運営における生成AIの利活用 | 森田岳人 |
| 4 弁護士業務における生成AI活用上の主な注意点 | 有本真由 |

インタビュー

20 東京弁護士会 前年度会長 鈴木善和 会員

クローズアップ

24 2026年度 定期総会

ニュース&トピックス

- 28 ・大阪弁護士会司法問題対策委員会との司法改革交流会報告
・映画『ハーフ』上映会及び対談会報告(マイクロアグレッションについて)
・シンポジウム実施報告「高齢者の医療事故を巡る問題」

連 載 等

- 33 理事者室から
べールを脱ぐ「役員室」～新人副会長の怒涛の日々～ 谷原 誠
- 34 常議員会報告(2026年度 第2回)
- 35 人権問題最前線
第38回 男性受刑者の髪型 丸刈り強制事件 市川洋樹
- 36 経験者に聞く弁護士任官―Season4―
第1回 プロ野球界を救った東京高裁決定 竹内浩史
- 38 憲法訴訟のいま
第12回 夫婦別姓訴訟における新たな方法論 谷口太規
- 40 法律家のための税法知識
第14回 会社内部者に対する損害賠償請求権の益金計上時期 横張清威
- 42 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第45回 事務局体制 三澤英嗣
- 43 こんな活動しています～法律研究部・同好会～
vol.15 インターネット法律研究部 自由な研究会です! 植草美穂
- 44 わたしの修習時代
追想・半世紀前の修習 27期 増田次郎
- 45 77期リレーエッセイ
弁護士生活を1年過ごして 矢澤恒典
- 46 会長声明
- 50 インフォメーション



東弁公式キャラクター『べんとらー』

弁護士業務における生成AIの利活用と留意点

生成AIは急速に普及し、社会に様々な影響を与えています。司法もその例外ではなく、海外では生成AIを活用した本人訴訟の増加も報じられています。日本でも生成AIの発展に伴い、「WITH AI」の弁護士業務を模索していくことが避けられない時代が到来しているのかもしれません。生成AIは一方で、誤情報の生成や守秘義務との関係など、慎重な検討を要する課題も抱えています。こうした状況を踏まえ、当会でも早くから生成AIの研究と実践に取り組んできた弁護士活動領域拡大推進本部AI部会及びAI研究部所属の会員から寄稿をいただきました。本特集では、弁護士業務における生成AIの利活用の現状と可能性、留意点をご紹介します。

LIBRA 編集会議 齋藤 理央、富田 寛之、坂 仁根

CONTENTS

1 特集にあたって(総論)	2頁
2 各生成AIの比較	4頁
3 弁護士業務における活用事例	
(1) 訴訟業務における生成AIの利活用	7頁
(2) 企業法務における生成AIの利活用	10頁
(3) 事務所運営における生成AIの利活用	12頁
4 弁護士業務における生成AI活用上の主な注意点	14頁

1 特集にあたって(総論)

弁護士活動領域拡大推進本部 本部長代行 兼 人工知能(AI)部会 部会長
AI研究部 部長 後藤 大(61期)



1 特集の目的

生成AIの社会実装が進んでいる。2025年のある調査によれば、57.7%の企業が「生成AIを導入済み」と回答しており、これは、2023年の33.8%、2024年の44.8%に続けて増加している*1。他方で、同調査

によると、生成AI活用の課題として最も多く挙げられたのは「リテラシーやスキルが不足している」(70.3%)というものであり、次いで「リスク(セキュリティ、コンプライアンスなど)を把握し、管理することが難しい」(48.5%)が挙げられている。弁護士業界でも同じではないだろうか。

*1: 野村総合研究所「IT活用実態調査(2025年)」 https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/20251125_1.html

とはいえ、技術の進展と浸透により、生成AIも「生成AI」としてではなく、各位が業務に使用するリーガルテックやその他のITサービスの一機能として、意識もされずに利用されるようになる日も近い。

本特集は、弁護士業務においても、生成AIをどう利活用するのか、リテラシー及びスキルを身につける上でのきっかけとなることを目的としている。他方で、生成AIの導入に当たり、既に施行済みの情報セキュリティ規程並びに日本弁護士連合会及び当会のガイドラインの観点から留意すべき事項についても合わせて注意喚起することで、利活用とのバランスを図るものである。

2 生成AIによる誤情報の生成

文章を生成する生成AIは、万能のデータベースではない。本来的にはインターネットを検索するツールでもない（最近はそれに対応する機能もあるが）。それは、ある単語の次にどのような単語が続くかを統計的に予測するモデルである。そのため、もっともらしい文章を出力することができるが、その内容は正しいとは限らない。そして、生成AIは、判決文等の定型的な表現を学習することによって、もっともらしい判決文等も生成することができる。このように、生成AIが正しくない情報を生成することを、一般的には「ハルシネーション（Hallucination：幻覚）」と呼ぶが、本稿においては、単に「誤情報」という。この誤情報の生成率は、手本を見て要約するというテストでは極めて低いのに対して、自由な形式で質問をした場合には、かなりの確率で誤情報が生成されるというテスト結果が見られるところである。プロンプト（指示）で「嘘をつくな」「わからないことはわからないと回答しろ」と入力することで制御しようとする試みもあるが、そのようなプロンプトを使ったとしても、誤情報が生成されたり、誤った引用や要約がなされることもある。

生成AIは文章を与えて、その要約を行わせたり構



※本稿をもとに ChatGPT で作成

造化することは得意であるが、文章の生成については用心が必要ということになる。

OpenAIのChatGPTがリリースされたのは、2022年11月30日であるが、そのわずか数か月後には、米国ニューヨーク連邦地裁のMata v. Avianca, Inc事件*2において、ChatGPTが生成した架空の判例が原告の書面に引用され、法廷に提出された。この事件は、生成AIによる誤情報が法廷に提出された事例として報道された最初の事例であり、また、連邦民事訴訟規則11条による制裁金が課された最初の事例でもある。

ところが、これ以後も、世界中で生成AIが生成した架空の判例や主張が引用される例が後を絶たない。「AI Hallucination Cases*3」という、裁判所による法的な書面において、当事者が幻覚的な内容や資料に依拠したと認定された事例を集めたデータベースによれば、弁護士がAIを活用して問題になった事件は、本稿執筆時点で432件もあり、そのうち65%がアメリカに集中している。このうち、104件は2026年に入ってからのものである。条文に紐付いた形で判例が整理されている日本では、なかなか考えにくい現象であるとも思えるが、将来的な民事判決情報の公開に伴って弁護士がリサーチすべき裁判例が大量になることも十分に考えられ、その際には生成AIによる第一次的なスクリーニングに頼らざるを得ない場面も多くなるものと考えられる。

* 2 : Mata v. Avianca, Inc. Case No. 22-cv-1461 (S.D.N.Y.)

* 3 : <https://www.damiencharlotin.com/hallucinations/>

いずれにせよ、汎用的な生成AIがその出力内で言及する判例については、その内容を鵜呑みにすることなく、判例データベースで確認の上、書面に記載すべきである。

なお、上記AI Hallucination Casesにおいては、カテゴリが4つに分類されている。①実際には存在しない裁判例、書面、条文を生成した事例、②裁判例自体は存在するが、その裁判例には表現されていない文言を引用した事例、③関連性がない裁判例や条文を引用した事例、④その後の判例や法改正で時代遅れになった裁判例や条文を引用した事例である。この分類からすると、現時点では、生成AIに生成させた法的文書は、弁護士による確認が必須であると言わざるを得ない。

3 生成AIによる謝罪文の生成

刑事弁護において、加害者が被害者に対し謝罪文を書く場面は少なくない。しかし、加害者が必ずしも謝罪の意思を十分に表現できない点に苦慮する弁護人もいるのではないだろうか。

2024年4月5日の読売新聞の記事^{*4}では、弁護士がChatGPTに謝罪文を書かせ、被疑者から聞き取った反省の言葉を盛り込んだ上で、手書きをさせたという事例が掲載された。謝罪文の作成にChatGPTを利

用したことは検察や被害者側には知らせていないことを前提に、「反省の気持ちをうまく文章化することは弁護人の重要な仕事」であり、その効率化に資するという立場と、反対に「被害者は加害者に真の反省を求め」ているが、AIでは真の反省にならないのではないかという立場、双方の意見が掲載されている。

このような問題については、弁護士倫理上どう考えられるべきか、業界内での今後の積極的な議論が期待されるところであるが、単純な効率化だけで割り切れるものではない。文章表現が苦手な依頼者にとっては、表現されて初めて自分の気持ちをそう表現できるのか、と気づくこともあると思われることから、どこかで明確な線を引けるものではなく、それぞれが業務の中でバランスをとるというところに落ち着いて行かざるを得ないのではないだろうか。

4 まとめ

以上のとおり、生成AIの機能が劇的に進化を続けていく中で、生成AIをどこまで、どのように使い、どの程度人間による確認を行うべきなのか、今後も様々な論点が生まれてくると思われるところ、弁護士自身が生成AIについて一定程度のリテラシーを備えることは必要不可欠と思われる^{*5}。本特集が、そのはじめの一歩に役立つものとなることを願う。

2 各生成AIの比較

弁護士活動領域拡大推進本部 本部長代行 兼 人工知能(AI)部会 部会長

AI研究部 部長 後藤 大 (61期)

本稿では、弁護士が自ら生成AIを利用する際に知っておくべき汎用的な主要サービスの概要、活用場面等を整理する。

あくまで入門編であるため、今回紹介するサービスは、Microsoft EdgeやGoogle Chromeといったウェブブラウザ、または、スマートフォン・タブレット

* 4 : <https://www.yomiuri.co.jp/national/20240405-OYT1T50081/>

* 5 : 他方で、一般市民の生成AI利用に関するリテラシー向上や法的相談事項への回答に誤情報が含まれうることについて弁護士会としての啓蒙活動、そもその法的相談の受け皿の拡充についても検討が必要と思われる。

向けのアプリで利用できるものを取り上げている*6。API*7経由や手元のPCにインストールする形での利用については取り上げない。各サービスの仕様・料金・利用規約・プライバシーポリシーは、随時変更されるため、実際に利用する際は、各社の公式サイトで最新情報を確認の上、利用されたい。

ここでは言及しないが、特定の業務に利用される特化型の生成AIもあり、契約書レビューサービス、文書管理、文献検索、判例調査等に搭載されている。もっとも、独自の生成AIモデルを開発したものではなく、API経由で以下のモデルが動いていることが多いと思われる。

1 ChatGPT

OpenAIが提供しているChatGPTは、個人向けには無料版、月額8ドルのGo、月額20ドル(月額3000円)のPlus、月額100ドル~のProプランがある。組織向けには、最低2アカウント分の請求になるが、Businessプランが、月額3050円からの提供となっている*8。価格の高いプランになれば、より高性能なモデルや多い情報量を取り扱えると考えれば良い。

BusinessプランとEnterpriseプランにおいては、サービス提供者が、利用者の指示に従ってのみデータを処理し、データを独自利用しない、適切な安全管理措置を講じるということを内容とするData Processing Agreement*9(以下「DPA」という)が適用される*10。個人向けのプランでは、適用がない点には注意が必要である*11。

なお、Plusプランにおいても、当初問題視されていた学習への利用については、有料版であれば、設定のデータコントロールから、「すべての人のためにモデル

を改善する」をオフにすることができるようになった。また、画面右上にある点線の吹き出しマークをクリックすることで、一時チャットモードになり、モデルの学習に利用されない、という機能もある。

とはいえ、上記個人向けのプランにおいては、機密情報や個人データについて入力しないように仮名化したり、抽象化したりした上で、利用するべきである。

どのようなプロンプトを入れたらいいのか、という点については、OpenAIが公式にOpenAI Academy*12というウェブページを用意してくれているので、見てみるのも良いと思われる。

ChatGPTを自分仕様にカスタムする「GPT」という機能からは、マイGPTを作ることができ、当該GPTが何をすべきで、どんな役割を果たすか、禁止事項を設定したり、参照すべき資料をあらかじめアップロードしておいたり、利用するAIモデルを指定することができる。弁護士業務において、ある程度類型的な思考が可能な事項や、事務所のナレッジを蓄積して、事務所特有の業務処理に関する若手の育成のためのマイGPTを作ることにも可能である。

特定の案件ごとのチャット、ファイル、カスタムしたプロンプトを一カ所にまとめるプロジェクトという機能もあり、事件ごとにプロジェクトを作成して利用することも可能である。

2 Claude

Claude(クロード)は、元OpenAIの研究者が、安全性と倫理的な開発を重視する目的で設立したAnthropicが開発した生成AIである。ChatGPTと同様に、個人向けには無料版、月額17ドルのProプラン、月額100ドル~のMaxプランがあり、組織向けには、

*6: Claude Coworkというデスクトップアプリをインストールすれば、直接Word等のファイルを編集・作成もできるが、応用編になるので本稿では割愛する。

*7: 複数のソフトウェアを接続する仕組みのこと。

*8: <https://chatgpt.com/ja-JP/pricing/>

*9: <https://openai.com/ja-JP/policies/data-processing-addendum/>

*10: <http://openai.com/ja-JP/policies/services-agreement/>

*11: 個人情報保護法28条によりDPAがない場合には、本人の同意が必要になる。

*12: <https://openai.com/ja-JP/academy/prompting/> 他にもChatGPTのプロンプト設計のベストプラクティスの解説もある。
<https://help.openai.com/en/articles/10032626-prompt-engineering-best-practices-for-chatgpt>

月額20ドルからのTeamプランと、Enterpriseプランがある*13。DPAについては、Commercial Terms of Use*14に附帯しているが、個人向けのプランにおいては適用外とされている点については、ChatGPT同様に注意が必要である。

組織向けのプランにおいては、利用者のコンテンツをAIモデルの学習に利用することは禁止されている。他方で、個人向けのプランにおいては、設定画面のプライバシーの項目から、AIモデルの訓練と改善に使用することを拒否する設定が可能であるものの、個人向けの利用規約上は、例外的に安全性の審査対象となった場合等、モデルトレーニングに利用される場合が規定されている。

そのため、個人向けのプランにおいては、機密情報や個人データについて入力しないようにする点もChatGPTと同様である。

Anthropicも、Claudeとは別にアカウント登録は必要であるものの、Anthropic Academyというものを用意している。執筆時点においては日本語版は存在していないが、動画自体はYouTubeで見ることができるため、字幕表示をオンにして、設定から自動翻訳で日本語を選択することで、日本語字幕を表示することが可能である。

なお、2026年5月12日に法律事務所やインハウス向けのClaude for Legalというサービスがローンチされたので、今後の日本での展開について注目がされている。

ClaudeにもPro以上のプランであれば、プロジェクトという機能があり、カスタムしたプロンプトをあらかじめ設定したり、参照すべき資料をあらかじめアップロードしたりしておくことができる。

3 Gemini + NotebookLM

Gemini（ジェミニ）は、Googleが提供している生成AIである。個人向けのプランは、Google AI Plus（月

額1200円）、Google AI Pro（月額2900円）、Google AI Ultra（月額36,400円）があるが、料金の違いは、AIへのアクセスやストレージの違いによるものであり、いずれの場合でも、学習に利用されること、そのため、利用者がプライベート情報、機密情報、個人情報を送信すべきでないことが明記されている。

組織向けは、Google Workspaceというグループウェアに附帯するプランがあり、Starter（月額800円）、Standard（月額1600円）、Plus（月額2500円）、エンタープライズの4つがある。Geminiの利用という観点では、Starterのプランでは、Gemini単独、またはGmailにしか利用できないが、Standardになれば、Gmailだけではなく、GoogleドキュメントやGoogleカレンダー等でも利用でき、またNotebookLMとの連携も可能になる。また、Standard以上のプランであれば、DPAの適用がある。

NotebookLMとは、Googleが提供するAIリサーチアシスタントであり、一般的な事前の学習やインターネット上の知識に基づいて回答をするのではなく、利用者が指定した資料を前提として回答をする。そのため、誤情報の出力が少なく、出典のファクトチェックが容易である。参照可能なソースの形態も、PDFや、ウェブサイトのURL、YouTube等と多岐にわたり、資料の要約（音声での対話形式、マインドマップ、スライド等が選択可能）のほか、複数資料を横断してのリサーチや新旧対照表の作成も可能である。作成したNotebookはGeminiに参照させることもできる*15。Notebookにアップロードした資料や、モデルの回答については、AIモデルのトレーニングや人間のレビュアーの確認にも提供されない。

なお、Googleは法務部門に特化したAIの利用ガイドを用意している*16。

Geminiも、目的に合わせた回答を提供するGeminiのカスタムバージョン（Gemという）を作成することが可能である。

* 13 : <https://claude.com/pricing#team-&-enterprise>

* 14 : <https://www.anthropic.com/legal/commercial-terms>

* 15 : 現状、Google Workspace上は、管理者側で設定の変更が必要である。

* 16 : <https://workspace.google.com/intl/ja/resources/ai-for-legal/>

	特徴・強み	活用シーン
ChatGPT	• 総合力が高い • 音声・画像・データをマルチに処理が可能 • インターネット検索にムラがある	• 議論の壁打ち役 • 契約書ドラフトや業務テンプレートの自動生成 • 会議メモの整理や要約
Claude	• 長文処理能力が高い • 扱える文書の量も多い • 文章表現が自然で読みやすい	• 長文の書類の構造化、比較整理・要点抽出 • 契約書等の文章の論理チェック・矛盾点指摘 • 法律文書の案の生成
Gemini	• 長文処理能力が高い • Google Workspace との高い連携性 • 画像・データをマルチに処理が可能	• インターネットの情報を参照する調査／検討 • 一連のメールの要約、整理 • Meet（Googleのウェブ会議ツール）の議事録の作成
NotebookLM	• 膨大な文書（PDF, Word など）をアップロードして横断検索・要約可能 • 誤情報の生成が少ない • 書面の生成等には不向き	• 案件資料や証拠書類の横断整理・要点抽出 • 条文・ガイドラインの体系的整理

4 比較表

参考までに、執筆者の普段使いの感想を含めて、一般的に言われている特徴等を表にまとめてみた。とはいえ、今日はこちらの方が論理的な回答をする、日本語がわかりやすい、というように感じることも多いため、日々使ってみていただくのが一番である。

なお、プロンプトは、一般的に、役割を指定するのが良いと言われているが、生成AIが思考の幅（アウトプットの範囲）を狭めてしまうというデータもあることから、基本的には、目的と前提条件（事件の内容等）、出力形式、制約条件（してはいけないこと、又は注意喚起すべきこと）及び文章のトーンを必要な範囲で入力するのが良いと思われる。

3 弁護士業務における活用事例

(1) 訴訟業務における生成AIの利活用

弁護士活動領域拡大推進本部 本部長代行 兼 人工知能(AI) 部会 部会長
AI研究部 部長 後藤 大 (61期)

本稿では、訴訟業務における生成AIの利活用について検討する*17。なお、DPAの締結や、仮名変換、事案の抽象化等、情報セキュリティを遵守できる形で利活用することが前提になる。

ウェブサービスで機密情報のマスキングができると

いうサービスも出現しつつあるが、当該サービスのサーバーに情報が送信されてしまうので、本稿執筆時点では、地道にWord等の置換機能（Windowsであれば、CtrlキーとHを同時に押すことでショートカットできる）で仮名にする方が安全かと思われる*18。

* 17：山本俊弁護士（第二東京弁護士会）のGVA TECH株式会社がFacebook上で運営している「弁護士のための生成AI実践コミュニティ」や、新井玲奈弁護士（京都弁護士会）のYouTubeチャンネル「【弁護士が解説】弁護士向けAI活用・業務効率化術」、名前を挙げきれないがX（旧Twitter）で各種情報発信をされている弁護士の方々が参考になる。

* 18：OpenAIから、2026年4月22日、Privacy Filterが公開された。これは、ローカル環境で氏名等をマスキングすることが可能なモデルである。ただし、非英語では性能が落ちるとの話もあり、最終的には人間による確認が必要である。弁護士会でPrivacy Filterを提供してもらえると便利なのではないだろうか。

1 初回相談・受任の判断における生成AIの活用

- (1) 事前に相談者から提供を受けた資料やメモ、初回相談後に自分で作成したメモから当事者に関連する情報を除いたもの、または相談内容を抽象化した内容を生成AIに読み込ませて、「事実を時系列順に整理して」「適用が考えられる法律の条文の構造を解説して」「どのような法的な論点が含まれるか検討して」「追加でヒアリングすべき事項を考えて」「想定される証拠を考えて」「どのような経験則が適用される可能性があるか検討して」等のプロンプトを入力することで、情報の整理をすることが可能になる。特に資料の量が多くなればなるほど、生成AIが力を発揮する。汎用的な生成AIを使うことに不安がある場合には、法務に特化した「弁護士革命」*19の生成AI機能を利用する手もある。

なお、公式のプロンプト例ではAIが振る舞うべき役割を明示することが推奨されているが、事実関係の整理程度であれば、特に役割をプロンプトとして入力する必要もないと思われる。

- (2) また、依頼者に対して、法律や制度の説明をする時に、わかりやすい説明を考えたり、図解したり、または比較の表を作るというような作業も生成AIの得意領域である。最終的な内容のチェックは弁護士自身が行うとしても、アソシエイトにドラフトを依頼する気持ちで、利用してみるのも便利である。

- (3) 自分が利用する報酬基準を生成AIに読み込ませておいて、簡単な事案の概要と「この場合の弁護士費用を計算して」というプロンプトを入力することで、簡易に見積りの説明を作成することもできる。

2 法的リサーチにおける生成AIの利活用

- (1) 文献・判例調査においては、汎用型の生成AIを利用すると誤情報を生成するリスクが高いことから、リーガルテックのサービスに組み込まれた生成AIを利用すべきである*20。

参照すべき判例データベースや、電子化された書籍を横断検索して、AIが要約し、参照した文献等へのリンクから文献や判例を直接確認することで、誤情報に基づいて業務をすることを避けることができる。

- (2) また、NotebookLMのようなサービスを利用することで、自分が参照したい情報だけをベースに、法令からガイドラインまで横断的に誤情報が少ない形でリサーチをすることも可能である。

例えば、個人情報保護法とその関連するガイドラインを読み込ませる、生成AIに関連する事業者ガイドラインや文化庁による著作権と生成AIに関する解説資料とそのYouTubeを読み込ませるといった形で、抽象度を上げた事案についての質問をすることで、普段見慣れていない法分野について概略と論点を把握するということもできる。

また、NotebookLMでマインドマップを生成すると、ある程度、どのような体系になっているかを視覚的にも理解できる。

3 具体的な攻撃防御と書面の起案等における生成AIの利活用

- (1) 定型的な訴状であれば、ひな形をあらかじめ生成AIに読み込ませておいた上で、相応する案件の詳細を渡して「この事実関係を基に、訴状案を作成してください」と指示すれば、ひな形を埋めて出力することはできる。

* 19：山本了宣弁護士（大阪弁護士会）が開発したOCR、全文検索、AI解析等が可能なデジタル文書活用ツール。一般的なクラウドストレージは、格納されたファイルの全文検索を行っていないものもあり、探しているファイルが見つからないという現象も発生するのと比較して、メリットがある。

* 20：株式会社LegalScapeのWatson & Holmes（第一法規株式会社のD1-Lawと連携可能）、弁護士ドットコム株式会社から2026年5月14日にリリースされたLegal Brainエージェント等。

非定型的な訴状や、どのような要件事実を主張すべきか、という分析を行う場合には、人によっては、要件事実論に関する書籍をNotebookLMに読み込ませた上で、要件事実論に関する質問をすることをしてしているという話を聞いたこともある。読み込ませる書籍によっては、書式やドラフト、注意事項の出力もできるようである。

- (2) また、相手方の書面についてポイントを要約させたり、証拠を読み込ませたりした上で、「本件は●についての訴訟です。こちらは原告です。こちらが前回裁判所に提出した書面と、それについて被告からの反論の書面が出てきました。この被告からの書面に対する反論を考えてください」という指示や、「●という争点について、被告が前提としている経験則を分析した上で、どのような反論をするべきか考えてください」という指示をすることで、反論を考える上での壁打ち相手とすることもできる。
- (3) 誤字脱字のチェックについても、対象となるファイルをアップロードした上で、「誤字脱字・表記揺れと思われるところを指摘して」というだけで、一覧表が出力される。ファイルをそのまま修正させることも可能ではあるが、人間の目で取捨選択をした、という場合には、直接ファイルの操作まで任せるのではなく、指摘させるだけに留めておいた方が効率的な場合もある。場合によっては、指摘の量が多く、かつ、内容的にも問題がないのであれば、その後、ファイル自体を修正するように指示をすることで、一括処理もさせることができる。

4 尋問準備における生成AIの利活用

(1) 主尋問の準備

主尋問の質問と回答案を作るに当たっては、手元に

既に提出済みの陳述書と証拠申出書があるはずなので、それを読み込ませた上で（場合により、個人名等については仮名に変更して）、主尋問の質問と回答をドラフトさせることができる。プロンプトの例としては、以下ようになる。

「以下の立証趣旨を立証するために尋問事項記載の内容を尋問する際の質問事項を生成してください。回答の基礎となる内容は参照したファイルの中に記載してあります。質問は基本的にオープンクエスチョンの形式で行ってください。そのオープンクエスチョンをする上で、前提となる質問については、クローズドクエスチョンでもかまいません。回答者に一度に多くの要素を回答させるのではなく、事実をひとつひとつ積み上げていく形で回答できるよう、質問を適切に調整してください。」

また、あまりニーズはないかもしれないが、自分サイドの証人に対する予想反対尋問の案を考えさせることもできる。

証人の陳述書を読み込ませた上で、事件の概要と争点を入力して、相手側の代理人の視点で、クローズドクエスチョンの形で質問案を生成するように指示をすることで、尋問事項案を出すことも可能である。

(2) 反対尋問の準備

反対尋問については、相手方の証人の陳述書を読み込ませた上で、どこが争点なのかと、客観的な証拠とどこが矛盾していると考えているのかをプロンプトで入力した上で、相手方の発言内容をピンで留め、客観的証拠と矛盾している、不合理である、経験則に反しているということをクローズドクエスチョンで詰められるように、質問を考えさせることも可能である。

あくまで案なので、弁護士の目による最終確認（証拠の内容との整合性を含む）が必要であるが、たたき台として使う分には十分であると思われる*21。

* 21：なお、このような尋問事項案の作成作業が従前はOJTの一環として、イン弁や若手弁護士のスキルアップに繋がっていたところがあったと思われるが、生成AIの利活用が進むにつれて、若手弁護士のスキルアップの場がなくなることを個人的に危惧している。この点については、将来的に弁護士会として考えていくことも必要なのではないだろうか。

3 弁護士業務における活用事例

(2) 企業法務における生成AIの利活用

AI研究部 事務局長 関原 秀行 (63期)



1 はじめに（総論）

企業法務の分野およびそれに携わる弁護士の業務範囲は、契約法務からコンプライアンス、ガバナンス、そして紛争対応に至るまで極めて多岐にわたる。昨今、急速な発展を遂げている生成AI（ChatGPT、Claude、Geminiなど）は、この広範な業務プロセスの負荷をサポートするツールである。

もっとも、我々弁護士が実務において生成AIを利用する上で、大前提として留意すべき点がある。一つは「機密情報の保護」である。クライアントの未公開情報や個人情報を含むデータを入力する場合、入力データがAIの学習に利用されない環境（エンタープライズ版やAPI経由での利用、オプトアウト設定など）を構築することが不可欠である。もう一つは「ハルシネーション（もっともらしい嘘）」のリスクだ。AIが提示した法令や判例が実在しないケースは依然として多く、最終的なファクトチェックと法的判断は必ず人間（弁護士）が行わなければならない。その他AI活用に当たっての注意点の詳細は別稿に委ねたい。

生成AIは「完璧な答えを出す魔法の箱」ではなく、優秀だがミスも多い「アシスタント」である。この前提に立ち、本稿では以下の項目に絞って、企業法務において生成AIをいかに効率的に利活用できるのか、筆者の感覚を交えて述べていきたい。

- リサーチ
- ドキュメンテーション
- ドキュメントレビュー
- ナレッジのインプット
- セミナー業務

2 リサーチ業務における利活用

企業法務においてリサーチは業務の根幹をなすが、

同時に最も時間を要するプロセスでもある。生成AIを利活用することにより、この初期段階の効率を高めることができる。

(1) 公開されているドキュメントの要約

新しい法令、府省庁のガイドラインなど、実務において目を通すべき公開ドキュメントは膨大な分量になる。これらの原文を頭から精読するのは時間がかかるため、まずは生成AIにドキュメントを読み込ませ、「主要な論点」「実務への影響」「結論」などを要約させるアプローチが有効である。AIの要約を通じて全体像と「どこに何が書かれているか」という当たりをつけた上で、原文を精読することで、リサーチのスピードと解像度が向上する。

(2) 英文ドキュメントの検索・要約・翻訳

クロスボーダー案件や海外の規制動向（例えば、GDPR（EUの一般データ保護規則）や各国のAI・データ保護規制など）を調査する際にも、生成AIを利活用することにより効率化を図ることができる。原典となる海外法令や当局の解説書などのウェブサイトに掲載されているかを探すための検索ツールとして利用できるほか、長大な英文ドキュメントの要約を「日本語で」出力させることも容易である。

もちろん、最終的な法的解釈を行うためには原文（英語）を自ら精読する必要があるが、あらかじめ日本語の要約でコンテキストを理解してから原文にあたることで、読解の心理的ハードルと所要時間が下がる。

(3) 未知の分野への「とっかかり」の獲得

自分がこれまで対応したことがない業務を依頼された場合、どのような論点が存在し、どの法令やガイドラインを参照すべきかを調べる「最初の壁」が存在する。ここで生成AIに対し、「〇〇について、法務リスクと

関連法令を網羅的にリストアップしてほしい」とプロンプトを入力することで、調査の足場作りができる。

いわば、従来の検索エンジンを使ったキーワード検索の代替・進化版としての利用イメージである。AIの回答に不正確なものが混ざっている可能性を常に意識しつつも、抜け漏れを防ぎ、調査の初動を早めるためのブレインストーミングの相手として非常に有用である。

3 ドキュメンテーションにおける利活用

ドキュメンテーション（書面作成）に関して言えば、現状の生成AIの能力では、複雑なスキームや個別事情が強く反映される「非定型的な契約書」をゼロから完璧に作成することは難しいと筆者は感じている。AIと壁打ちをしながら条項を練り上げていくことは不可能ではないが、多くの場合、過去に自分が手掛けた類似案件のひな形をベースに弁護士自身の手で修正を加えた方が早いのが実情だろう。

しかし、以下のような領域ではAIの文章生成能力が役立つこともある。

(1) 定型的な規約やポリシーのたたき台作成

一般的なウェブサービスの利用規約、プライバシーポリシー、秘密保持契約書（NDA）など、ある程度内容が定型化されているドキュメントについては、必須となる要素を箇条書きでプロンプトに入力するだけで、精度の高い「たたき台（ファーストドラフト）」を瞬時に作成してくれる。これをベースに加筆修正を行うことで、白紙から起案する手間を省くことができる。

(2) ジェネラル・コーポレート(ジェネコ) 業務の効率化

取締役会の議事録の作成、あるいは一般的な社内規程類のドラフティングなど、いわゆるジェネコ業務においてもAIは重宝する。例えば、会議の録音データから文字起こしツールでテキスト化したものを生成AIに入力し、「会社法の要件を満たす議事録の形式に整理し、要点をまとめて」と指示することで、議事録作成の労力は大幅に削減される。

4 ドキュメントレビューにおける利活用

ドキュメントレビュー（契約審査等）においては、主に長文の公開ドキュメントや自社の契約書等から「特定の条項を検索・抽出する」という用途でAIを利用できる。さらに、実務的には以下のような応用も考えられる。

(1) 抜け漏れのチェック(不足条項の洗い出し)

相手方から提示された契約書のドラフトと、自社の標準的な契約書のひな形の両方をAIに読み込ませ、「自社のひな形には存在するが、相手のドラフトには欠落している条項をリストアップせよ」と指示する。これにより、損害賠償のキャップ（上限条項）や不可抗力条項など、見落としがちな「書かれていないこと（沈黙しているリスク）」を機械的に発見する補助線となる。

(2) 論理的矛盾や不明確な表現の発見

長大な契約書においては、ドラフト時には前文の定義規定と後段の条項で用語の使い方が矛盾していたり、条文の参照番号（第〇条第〇項など）にズレが生じていることがある。AIに「論理的な矛盾点や、複数の解釈が生じる曖昧な表現を指摘してほしい」と指示することで、人間の目では見落としがちな形式的・論理的エラーを洗い出す校正ツールとして活用できる。

5 ナレッジのインプットにおける利活用

弁護士にとって日々の自己研鑽と最新の法務ナレッジのインプットは欠かせないが、多忙な実務の合間に時間を確保するのは容易ではない。ここで注目したいのが、情報を音声化して学習を補助するAIツールの活用である。

例えば、Googleが提供するNotebookLMなどのツールを利用し、個人学習の目的で、特定の法令に関する政府の最新ガイドラインや、長編の法律論文のPDFをインプットする。そして、それらのドキュメントの内容を要約したオーディオ（Podcastのような音声解説）を生成させるのである。

これをスマートフォンに保存しておけば、通勤などの

移動時間や、ジムでの運動中などに「耳から」最新の法務知識をインプット（聞き流し）することができる。分厚いガイドラインを読む時間が取れなくても、音声で概要を把握しておけば、いざ実務で必要になった際の引き出しとして十分に機能する。

6 セミナー業務等における利活用

企業向け（あるいは社内向け）の法務セミナーやコンプライアンス研修の準備にも、生成AIは強力なアシスタントとなる。

例えば、「下請法改正のポイントについて、非法務の営業担当者向けに60分のセミナーを行うためのアジェンダ（構成案）を作成してほしい」とプロンプトを入力すれば、すぐに構成のたたき台が出力される。また、「〇〇という法令違反が起きた場合の架空のケーススタディ（事例問題）と、その解説を3パターン作成して」といった指示を出せば、セミナーのワークショップで使える実践的な教材を短時間で作成できる。

さらに、画像生成AIを活用すれば、プレゼンテーションのスライドに挿入する概念図や、事案の相関図のイメージイラストを自作することも可能であり、視覚的にわかりやすいセミナー資料の作成に大きく貢献する。

7 おわりに

以上見てきたように、企業法務において生成AIは、リサーチの初動から書面作成の補助、ナレッジのインプットに至るまで、弁護士の認知的な負担を大幅に軽減するツールとして機能する。

重要なのは、生成AIに「弁護士の代わり」をさせることではなく、我々が「より高度な法的思考や、クライアントとのコミュニケーション」にリソースを集中させるための「アシスタント」として使いこなすことである。AIの特性と限界（特にセキュリティと情報の正確性）を正しく理解し、自らの業務フローにどう組み込むかを試行錯誤することこそが、次世代の企業法務に求められる重要なスキルとなるだろう。

3 弁護士業務における活用事例

(3) 事務所運営における生成AIの利活用

AI研究部 会員 森田 岳人 (57期)



1 はじめに

法律事務所の経営・運営は弁護士自身が担うことが多い。案件処理の合間に、メール作成・日程調整、請求書の発行や入金管理、確定申告に向けた経費整理、事務所ウェブサイトの更新、スタッフの採用・育成・勤怠管理といった業務に時間を取られている方も少なくないだろう。こうした「弁護士でなくてもできる業務」こそ、生成AIの活用効果が大きい領域である。月額数千円の有料AIサービスを1つ導入するだけで、日々の業務を大幅に効率化できる。本稿では、特別な技術を必要とせず今日から始められる活用法を紹介する。

2 バックオフィス業務の効率化

生成AIの活用は、まず事務所内部の業務から始めるのがよい。対外的な発信と異なり品質管理の負担が小さく、効果を実感しやすい。

(1) 定型メール・文書の作成

新規相談者への初回案内メール、セミナーの告知文、紹介者へのお礼など、定型的な文面の作成は生成AIが得意とする分野である。「先日ご紹介いただいた〇〇様との初回面談が無事終了した旨を、感謝を込めて伝えたい」といった方針を伝えるだけで、適切な

文面が生成される。丁寧さや配慮が求められる文面ほど、AIの下書きを修正の方が効率的である。受任のお断り、アソシエイトへの指導、ときにはボス弁への進言など、書きにくいメールの下書きにも重宝する。たとえば次のように指示するとよい。

【プロンプト例】

先日開催した中小企業向けの契約トラブル対策セミナーの参加者に、お礼と事務所紹介を兼ねたフォローアップメールを送りたい。押しつけがましくならず、困ったときに思い出してもらえるような文面を300字程度で作成せよ。

【プロンプト例】

紹介いただいた案件が、残念ながら受任に至らなかった。紹介者への感謝を伝えつつ、次の紹介にもつながるよう印象を大切にしたい、短いお礼メールを作成せよ。

(2) 紙資料・領収書のデータ化

スマートフォンで撮影した紙の資料をAIに読み取らせ、データ化する方法も便利である。たとえば、ChatGPTやClaudeに領収書の画像を添付し、次のように指示する。

【プロンプト例】

この画像は領収書である。日付・支払先・金額・摘要を抽出し、表形式で出力せよ。

【プロンプト例】

この画像は名刺である。氏名・会社名・役職・電話番号・メールアドレスを抽出し、CSV形式で出力せよ。

【プロンプト例】

この画像は手書きのメモである。読み取れる内容をすべてテキストに起こし、箇条書きで整理せよ。

複数枚をまとめて処理でき、確定申告時期の経費整理や、商談後の名刺整理に威力を発揮する。なお、AIによる文字認識の精度はかなり高いがミスもあり



※本稿をもとに ChatGPT で作成

うるので、重要な箇所については人間による最終チェックが必要である。

(3) 経営の壁打ち相手

事務所の方向性や料金設定の見直しなど、弁護士同士では相談しにくい経営上の悩みについても、AIを相手に気兼ねなく壁打ちができる。「ドラッカーの視点で事務所の強みを分析してほしい」「稲盛和夫ならこの局面でどう判断するか」といった形で著名な経営者やコンサルタントの思考様式を借りることもでき、一人で考え込むよりも視野が広がる。複数のコンサルタントを登場させて、議論をさせることもできる。

【プロンプト例】

弁護士3名の事務所で、事務員の採用がうまくいかず定着率も低い。業務量は増えているが人を増やせない。限られた人員で事務所を回すための業務効率化と、採用・定着の改善策を、中小企業の経営コンサルタントの視点で提案せよ。

【プロンプト例】

開業10年目の法律事務所(弁護士5名)で、今後の成長方針として「専門分野に特化して深掘りする」か「総合型として分野を広げる」かで悩んでいる。ドラッカー・稲盛和夫・大前研一の三者に、それぞれの立場から意見を述べさせた上で、互いの主張に反論させよ。最後に、三者の議論を踏まえた折衷案を提示せよ。

(4) 事務所内マニュアルの整備

電話応対の手順や来客対応など、これまで新人事務員に口頭で教えていた業務手順を箇条書きで生成AIに伝えるだけで、体系的なマニュアルに仕上げてくれる。さらに、実際の手順を音声入力で吹き込んだり、PCの操作画面を録画・録音して文字起こししたりしたものをAIに整理させれば、わざわざ文章を書く手間すらなくなる。新人への引継ぎが格段に楽になる。

3 マーケティング・集客での活用

対外的な情報発信にも生成AIは活用できる。ただし、法律に関する正確性は弁護士が責任を持って確認する必要があり、下書き・たたき台としての利用が前提となる。

(1) ウェブコラム記事の作成補助

事務所ウェブサイトへの法律コラム掲載はSEO（検索エンジン最適化）対策として有効だが、定期的に執筆する時間の確保は難しい。以下のように指示すれば、記事のドラフトを短時間で作成できる。

【プロンプト例】

一般読者向けに、〇〇について1500字程度で解説する法律コラムを作成せよ。専門用語は避け、最後に「弁護士に相談すべきケース」を3つ挙げること。

生成された文章の正確性を弁護士が確認し、自身の見解を加筆して公開する運用により、執筆時間を大幅に短縮できる。

(2) セミナー・講演の準備

セミナーの構成案の壁打ちや、想定質疑への準備にも活用できる。スライド作成については、従来は実務に耐えうるサービスがなかなか登場しなかったが、最近ではGoogleのNano Banana ProやNotebookLMのスライド作成機能、ClaudeのPowerPoint作成機能など、性能が著しく向上している。パワポ下手の筆者の経験では、自分で一から作るよりもAIに下書きさせた方がよほど見栄えのよいスライドができるようになっており、今後さらなる発展が期待される分野である。

4 おわりに

生成AIは便利なツールだが、一回の質問で完璧な回答が返ってくるわけではない。回答の質はプロンプトの質に左右される。本稿で紹介したプロンプト例のように、背景情報や条件を具体的に伝えることが重要である。また、生成AIから返ってきた回答に対して「もう少し丁寧なトーンで」「この点を掘り下げて」と追加の指示を重ね、対話を通じて求めるレベルの成果物に近づけていく姿勢が大切である。生成AIを「一問一答の検索エンジン」ではなく「優秀だが指示待ちのアシスタント」と捉えれば、活用の幅は大きく広がるだろう。

4 弁護士業務における生成AI活用上の主な注意点

弁護士活動領域拡大推進本部 事務局長 兼 人工知能(AI)部会 委員 有本 真由 (63期)



1 はじめに

前掲の各記事のとおり、生成AIは急速に普及しており、弁護士業務においても、文書作成、各種調査、

データ分析、要約等の各場面で活用が進んでいる。その利便性は高く、業務の効率化や付加価値の向上に資する可能性を有する。

もっとも、生成AIの利用にあたっては、様々な留

意点が存在する。例えば、入力情報の取扱いに関する守秘義務や個人情報保護の問題、出力結果の正確性や適法性に関する問題、情報セキュリティやデータの保存場所に関する問題、著作権との関係等、多岐にわたる論点が指摘されている。また、事務所内における情報共有の在り方との関係では、利益相反や情報遮断措置との関係も問題となり得る。

本稿では、生成AI活用上の主な注意点について、当会の「弁護士業務における生成AIサービスの適正利用ガイドライン」の内容を中心に紹介する。また、日弁連AI戦略ワーキンググループによる「弁護士業務における生成AIの利活用等に関する注意事項」（会員限定資料）の存在にも触れつつ、その他の関連する留意点について、紙幅の許す範囲で適宜言及することとする。

2 東弁のAIガイドライン

当会では、2025年3月27日から、「弁護士業務における生成AIサービスの適正利用ガイドライン」*22（以下「ガイドライン」ともいう）が施行されている。

その内容は、生成AIの利用に関する主要論点を、「生成AIサービスの選定基準」、「誤情報（ハルシネーション）とファクトチェック」、「依頼者への説明」、「弁護士報酬」、「安全管理措置」の観点から整理するものであり、実務上の出発点となる指針と位置付けられる。

同ガイドラインは、生成AIの適正利用を促進するための推奨事項であり、遵守を義務付けるものではなく、綱紀・懲戒の直接の基準とされるものではない。もっとも、その内容は、秘密保持義務（弁護士職務基本規程23条等）、信用（同6条）、法令等調査義務（同37条）等とも関係するものであることから、生成AIを活用する際には確認しておくことが求められる。

以下、同ガイドラインの推奨事項の内容を紹介する。

なお、紹介するにあたり、適宜、執筆者による補足も加えているため、正確かつ詳細な内容については原文を参照されたい。

(1) 生成AIサービスの選定

ガイドラインでは、弁護士業務において生成AIサービスを活用するにあたり、個人情報や秘密情報等の秘匿性の高い情報を入力する場合には、サービスの選定に十分留意する必要があるとされている。具体的には、入力情報が学習に利用されないこと、サービス提供事業者が利用者によって入出力された情報に正当な理由なくアクセスできないこと、暗号化等の厳格なセキュリティ対策が実施されていること、入出力情報が一定期間経過後に自動的に削除される、又は利用者において削除できること等の点について、利用規約等により確認することが推奨されている。

（執筆者による補足）サービスの選定においては、無料版と有料版の差異や個人版とエンタープライズ版の差異（特に、学習利用の設定やデータ処理契約（DPA）の有無）も無視できない。また、利用開始にあたっては、各種設定の内容についても具体的に確認しておきたい。学習利用のオプトアウト、履歴保存の範囲等については、初期設定のままでは意図しない取扱いとなる場合もあるため、設定変更を含めた対応が必要となる*23。

さらに、サービス提供事業者の信頼性についても慎重な検討が求められる。生成AIサービスは多数の事業者により提供されており、各事業者が掲げるデータの取扱方針（学習利用の有無等）が、実質的にどの程度担保されているかについては確認する必要がある。また、データの保存先や事業者の所在地によっては、外国法令の適用や政府機関によるアクセス（いわゆるガバメントアクセス）の可能性も踏まえた上で、取扱う情報の性質に応じたサービス選定が求められる。

* 22：原文については、当会の会員サイト（<https://www.toben.or.jp/members/iinkai/gyoumu/file/%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E7%94%9F%E6%88%90AI%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%93%E3%82%B9%E3%81%AE%E9%81%A9%E6%AD%A3%E5%88%A9%E7%94%A8%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf>）をご参照のこと。

* 23：なお、あるサービスにおいては、デフォルト設定として検索履歴が「リンクを知っている者であれば誰でも閲覧可能」とされており、利用者の認識と異なり、意図せず第三者から閲覧可能な状態となっていた事例も報告されている。

(2) 誤情報(ハルシネーション)とファクトチェック

生成AIは、その性質上、もっともらしい誤情報を出力する可能性がある。したがって、ガイドラインでは、出力結果を業務に用いる場合には、一次資料の確認を含む検証を行うことが推奨されている。

(執筆による補足) この点、例えば、生成AIが虚偽の裁判例を出力するという事例はしばしば指摘されており(執筆者も経験したことがある)、注意を要する。また、AIの生成結果が差別的内容を含む場合や、プライバシー侵害、著作権法違反、名誉毀損等の不適切な内容となる可能性もある。生成結果を利用する場合には、弁護士の誠実義務及び専門家責任の観点から、その内容の適切性については弁護士が原則として最終責任を負うため、慎重な対応が求められる。

対策の一例として、執筆者は、プロンプトにおいて「～について教えてください。その際、根拠(公的機関その他の信頼に足る機関のURL)を示してください」等と入力し、必ず出典を確認するようにしている。

(3) 依頼者への説明

生成AIの利用は、依頼者との信頼関係にも影響を及ぼし得る。ガイドラインでは、特に、秘匿性の高い情報を入力する場合には、その利用について説明を行い、必要に応じて同意を得る、委任契約書に明記する等の適切な対応を行うことが求められるとしている。

(執筆による補足) この点に関し、生成AIの活用に関する方針やガイドラインを公表している事務所も見られる。

(4) 弁護士報酬

生成AIの利用により業務の効率化が図られ、事務処理に要する時間の短縮が見込まれる。一方で、その利用自体が専門的価値を有する場合もある。したがって、ガイドラインでは、生成AIの利用によってより

高い付加価値を提供できる場合には、提供される価値に応じた柔軟な報酬設計を採用することも否定されない、としている。

(5) 安全管理措置

生成AIの利用にあたっては、弁護士情報セキュリティ規程に基づき、適切な安全管理措置を講じる必要があることが指摘されている。

(執筆による補足) 生成AIの利用は、特にクラウド型サービスを利用する場合には外部サービスへの情報送信を伴う点に特徴がある。また、オンプレミス型^{*24}であっても、設定や運用によっては外部との通信を伴う場合がある。さらに、生成AIに対する攻撃により、利用者の意図しない形で情報が外部に漏えいする危険性も指摘されている。こうした点を踏まえると、適切な安全管理措置及び情報セキュリティ対策を講じることが重要であり、2024年6月から施行されている「弁護士情報セキュリティ規程」^{*25}及び同規程に基づき各弁護士等において策定が義務付けられている「情報セキュリティを確保するための基本的な取扱方法」(いわゆる「キホトリ」)についても、改めて確認し、適宜見直すことが必要である。

(6) 運用上の留意点

最後に、生成AIをめぐる技術的・社会的動向が日々変化し得ることを踏まえ、外部機関のガイドラインや関連法令に関する最新情報を適宜確認することが望ましいとされている。

3 日弁連AI戦略WGによる注意事項^{*26}

日弁連AI戦略ワーキンググループは、2025年9月、「弁護士業務における生成AIの利活用等に関する注意事項」^{*27}(以下「注意事項」ともいう)を取りまとめ、

*24: オンプレミス型のAIとは、クラウド型とは異なり、事務所内のサーバや端末等の独立した環境において運用されるAIをいう。

*25: 同規程及び関連の資料については日弁連の会員専用サイト「弁護士情報セキュリティ規程について」(https://member.nichibenren.or.jp/gyomu/rinri_fatf/Information_security/Information_security_qa.html)をご参照のこと。

*26: 本稿の作成にあたっては、日弁連WGの注意事項の内容を参考にさせていただいているが、同資料が会員限定の非公開資料であることに鑑み、具体的な引用・参照は控えている点につき、ご理解いただきたい。

*27: 原文については、日弁連の会員専用サイト(https://member.nichibenren.or.jp/gyomu/other/documentFile/AI_2025.pdf)をご参照のこと。

2026年2月にはその更新版を公表している。

同注意事項は日弁連の公式見解を示すものではなく、また、綱紀・懲戒の直接の基準となるものではないが、生成AIの活用にあたり弁護士倫理を遵守する上で有用な資料と位置付けられる。

同注意事項は会員限りの資料であり、会員外への交付等は控えるべきものとされているため、その詳細な内容の紹介は差し控える。もっとも、各種論点を網羅的に整理し、詳細な検討を加えている点に特徴があり、実務上の参考資料として極めて有益である。会員におかれては、積極的に参照されることを強く推奨したい。

4 その他考慮すべき主な留意点

(1) 情報入力と秘密保持義務・個人情報保護

生成AIに情報を入力するにあたり、依頼者や関係者に関する個人情報その他の秘密情報を入力する場合には、秘密保持義務違反や個人情報保護法違反等とならないよう、適切な対応を講じる必要がある。

個人情報保護委員会は、生成AIサービスの利用に関し、個人情報取扱事業者があらかじめ本人の同意を得ることなく生成AIサービスに個人データを含むプロンプトを入力し、当該個人データが当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的（執筆者注：当該生成AIの学習等の目的）で取り扱われる場合、個人情報保護法違反となる可能性があることを指摘しており*28、サービスの仕様を踏まえた慎重な対応が必要である。

特にクラウド型サービスでは、入力情報が外部に送信され、学習等に利用され、さらには他の利用者への出力において再現される可能性がある。

この点については、利用規約を確認すること、学習利用からのオプトアウト等適切な設定にすること、入力情報を匿名化・抽象化すること、本人から同意を取得すること等の対応が求められる。匿名化や抽象化を行ってもなおリスクが残る場合には、当該情報を入

力しないという選択も含めて検討すべきである。

(2) 著作権に関する留意点

著作権については、生成AIの利用における入力・出力（生成）・利用の各段階ごとに検討する必要がある。

生成AIに指示を与える際に著作物を入力する場合、その入力行為自体が著作物の複製に該当し得る。この点、生成AIによる応答生成のための情報解析を目的とする限りでは、著作権法30条の4（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）の適用が考えられる。もっとも、既存の著作物と類似する生成物を得ることを目的として当該著作物を入力する場合には、入力した著作物に表現された思想又は感情を享受する目的も併存すると考えられるため、同条の適用は否定される可能性がある。

生成AIの出力・利用段階においては、私的使用目的の複製（同法30条1項）等の権利制限規定が適用され得るものの、その範囲を超えて作者の許諾なく利用等を行った場合には、権利侵害が問題となり得る点にも留意が必要である*29。

(3) 事務所内体制の整備と利益相反

各事務所においては、AIの適正利用に関するルール整備や研修を行うことが推奨される。また、事務所内体制として特に重要となるのは、所内の情報共有の範囲との関係である。

例えば、同一事務所において利益相反関係にある複数の事件を取り扱っている場合を想定する。従来であれば、アクセス権限の制御やいわゆるウォール（情報遮断措置）の設定により、各事件の情報は担当者間で適切に遮断される。しかし、事務所内で共通の生成AI（いわゆるオンプレミス型のシステムを含む）を利用する場合、ある事件に関する情報を入力し、それが学習又は参照の対象となると、他の弁護士が別の事件で同じAIを利用した際に、その情報が出力される可能性がある。

* 28：個人情報保護委員会「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等」（令和5年6月2日）

* 29：文化庁「AIと著作権に関する考え方について」（令和6年3月15日）37-38頁。

生成AI活用上の主な注意点(一覧表)

分類	主な注意点
生成 AI サービスの選定	学習利用の有無、事業者によるアクセス可否、セキュリティ対策、入出力情報の保存・削除方法、データの保存先、外国法令やガバメントアクセスの可能性等を確認する
入力情報の管理	秘密情報、個人情報、事件関係資料等を入力する場合は、匿名化・抽象化、本人同意の取得、入力回避等を検討する
出力内容の検証	架空判例、誤引用、誤った制度説明等（ハルシネーション）の可能性があるため、一次資料や信頼できる資料により確認する
不適切内容の確認	差別的表現、プライバシー侵害、名誉毀損、著作権侵害等が含まれていないか確認する
依頼者への説明	秘匿性の高い情報を入力する場合等には、必要に応じて依頼者に説明し、同意取得や契約書への記載を検討する
著作権への配慮	著作物の入力、生成物の作成、生成物の利用・公開の各段階で、著作権侵害の有無を確認する
安全管理措置	外部送信や意図しない情報流出のリスクを踏まえ、情報セキュリティ規程や「キホトリ」に沿った措置を講じる
事務所内ルール	利用可能なサービス、入力禁止情報、確認手順等について、事務所内のルールを整備し、周知する
利益相反・情報遮断	AI を介して情報が共有されるおそれがあるため、利益相反事件では入力制限や学習・参照対象からの除外を検討する
弁護士報酬	作業時間の短縮だけでなく、生成 AI を活用して提供する価値や責任の所在を踏まえて検討する
継続的な見直し	サービス仕様、利用規約、法令・ガイドライン、技術的リスクの変化に応じて、運用を見直す

※本稿をもとに ChatGPT で作成

このような場合、形式的にはアクセス権限が分離されていたとしても、AIを介して情報が共有される結果となり、実質的には情報遮断措置が機能しないおそれがある。これは従来の情報管理の枠組みでは想定されていなかったリスクであり、生成AI特有の問題として認識する必要がある。

対応としては、例えば、事件が係属している間は当該事件に関する情報をAIに学習させない、あるいは入力自体を制限するといった運用も考えられるが、その実効性については、必要に応じて技術的専門家の関与も得ながら慎重に検討する必要がある。

5 おわりに

以上、弁護士業務における生成AI活用上の主な留意点について、当会のガイドラインを中心に、その概要を紹介した。

生成AIの利用は今後さらに拡大していくことが見込まれるが、各弁護士においては、本稿で紹介したガイドラインや注意事項を踏まえ、自らの業務態様に適した適切な利用の在り方を継続的に検討していくことが求められる。その際には、最新の動向にも適宜留意することが重要である。

東京弁護士会 前年度会長

鈴木 善和会員

戦後80年、そして弁護士制度150年という節目の年に、東京弁護士会を率いた鈴木善和前会長。任期を振り返る言葉として語られたのは、「健やか」という穏やかな一言だった。しかし、その語りの奥には、組織運営への危機感、人権課題への強い責任感、そして「言う以上は結果を出すべきだ」という一貫した信念が通底している。民間戦災者救済、再審法改正、選択的夫婦別姓制度など、多岐にわたる課題と向き合った1年を振り返っていただいた。

聞き手・構成：富田 寛之、坂 仁根



——まず、1年間の会長職を終えられて、率直なお気持ちからお聞かせください。

そうですね。一言でいうと、「健やか」というか、「終わりました」という気持ちとしては非常に穏やかです。もちろん、やり切ったという思いと、まだやり残したことがあるという感覚の両方がありますが、それでも1年間という任期を無事に終えられたことについては、素直に一区切りついたという感覚があります。

印象に残ったことという意味では、いろいろあるのですが、あえて一つ挙げるとすれば、当会の事務局が非常に洗練されてきたという点です。これは比較の問題で、私が2007年に副会長を務めたときとの比較になります。そのときも1年間、理事者として関わっていましたが、当時と比べても、現在の事務局はより洗練され、組織としての成熟度が高まっていると感じました。

——事務局の存在の大きさについて、改めて感じられたということでしょうか。

そうですね。会長職というのは、外から見るとトップがすべてを決めているように見えるかもしれませんが、実際にはそうではありません。副会長がそれぞれの役割を担い、その下で事務局の職員の方々が日々の業務を支えている。その積み重ねによって組織は動いています。そういう意味で、事務局の存在は非常に大きいと改めて感じましたし、信頼して任せることができたというのは大きかったと思います。

——就任当初に考えていた課題と、実際に1年間を経て見えてきた課題について教えてください。

会長としてやるべきことは、大きく分けるとマネジメントと、会員の意思をどのように実現していくかという点にあると思っています。

まずマネジメントの面ですが、会費をいただいて、それをもとに会務を運営し、会員に還元していくということになります。その中で感じたのは、会員の意思をどのように把握し、それをどのように反映させていくかという点の難しさです。

特に、無会派の会員が増えているということ、それから会派に属していても、会員の考えや気持ちを把握するルートが以前よりも弱くなっているのではないかという点は、中間団体は重要、個も大切という問題意識としてありました。そういう意味でいうと、国や自治体では当然のように行われている民主主義のプロセス、例えば情報公開やパブリックコメント、あるいは事業評価といった仕組みが、当会では十分に機能していないのではないかと感じました。

本来であれば、そういった仕組みをより整備し、透明性を高めていくことが必要だと思っていました。ただ、実際には総会の運営のあり方や、さまざまな内部事情もあり、強引に進めることは控えざるを得なかった部分もあります。その点については、自分としてももう少しできたのではないかという思いは残っています。

もう1つ、会長声明や談話についてですね、難しい

のは。弁護士会が様々な意見の会員で構成されていることを考えますと、基本的には弁護士法に基づく建議権（42条2項）がある中で、総会、常議員会において採択された意見の範囲内であれば正統性はあると考えていいと思いますが、それとてもその範囲を広く解するか狭く解するか、判例の射程距離みたいな問題も出てきます。また政治の問題と重なりが大きい分野がテーマである場合には、当然想定される声なき声にも配慮し、更にはそれを確かめるために、原案を寄せて頂いた委員会だけではなく別の委員会の考えをも事実上聴取するなどする必要性も今後増えてくるのではないかと思います。

—— 一方で、前進したと感じられる取り組みについてはいかがでしょうか。

多摩支部の問題は、その一つだと思います。多摩地域に事務所を構え、活動されている会員の方々について、本会との関係をどう位置付けるかという議論がありました。多摩支部は「本会化」という言い方をされていますが、その方向に向けて一定の前進があったと感じています。

具体的には、多摩支部において全員加入の決議がなされ、本会としてもそれをサポートしていく必要があるという認識が共有されました。地域に根ざした活動をどのように本会として支えていくかという点は、今後も重要な課題になると思います。

また、司法政策的な分野についても、会として意思決定をし、対外的に発信する以上、それを実現していく責任があるという意識で取り組んできました。「言うだけで結果を出せないなら、最初から言うな」というのが、私自身の基本的な考え方です。

ただ、現実には単年度では解決できない課題も多く、「たすきをつなぐ」という形になったものもあります。それでも、プロセスを積み重ねること自体に意味があると考えていますし、後任の方々にも引き続き取り組んでいただきたいと思います。

—— 2025年度というのは、戦後80年で、弁護士制度150年という、歴史的転換点というところなんですけれども、このような歴史のある弁護士会、あるいは弁護士制度をもつ、当会の役割について、どのようにお考えでしたか。

当会は、日本最大の単位会ですから、全国の弁護士会をリードする役割が求められています。このことは

当会の会員だけでなく、全国の弁護士会からもそうした期待が寄せられていることを実感した1年でした。

当会の会長は、慣行として日弁連の副会長も同時に兼務する立場にあります。それ故、当会は、単に当会内部の運営にとどまらず、全国的な視点の中で活動することが常に求められている存在であるということは忘れてはならないと思います。

—— 民間戦災者救済の問題に取り組まれた背景について教えてください。

東京大空襲では、一晩で約10万人の方が亡くなられたと言われています。その多くが民間人です。しかし、民間戦災者に対する補償は十分に行われていません。

元々、それでいいのかという思いはありました。ただ、それがいつから自分として、それを何とか実現しなきゃいけないテーマだと思ったかという点、これ実はそんな古くはないんですよ。私の経歴の中で、2013年に日弁連の立法対策センターの事務局長となったところ、その少し前から、そのころからそういう未解決問題があるということ、恥ずかしながら把握して、では、この問題について日弁連はどういう意見を持っていたのか、どんな活動をしていたのか、と調べたんです。

そうしたら、1975年、今から50年前、名古屋で開かれた人権擁護大会で決議をしているということが分かりました。民間の戦災者に対する援護措置をすべきだと、軍人軍属の方には比較的手厚い援護措置がちゃんと法令に基づいて行われているのに民間の戦災者にはそれがない、人権大会の決議としては、法の下に平等に反する、憲法違反であると断定している決議でした。ただ、その人権大会で決議をして、その後どうなったのか、実現のためにどんな活動をしたのか、私も調べたんですが、弁護士会として何か組織的に取り組んで、そのための活動をしたという形跡がないんです。まったく無責任だなと。それでは言うだけでいかんじゃないかと思った訳です。まさにそれからですね、この課題に取り組み始めたのは。

ただ、弁護士会としてではなく、個々の弁護士という立場ではいくつかの弁護団が結成されて、司法的な解決のために一生懸命やられたということは勿論ありました。要するに、訴訟を起こすということですね。訴訟は全国で4つぐらい起こされました。それはもちろんその場面では、日弁連の人権大会の決議というものも大きな支えになったと思いますけれども、訴訟として

は請求棄却、最高裁まで行っても声は届かなかった。しかし、判決の理由中では、これは立法的な解決にすべき課題だという言及もあり、それでは、立法的な解決に向けて取り組まなければならないということで取り組んでいる訳です。当会は、東京大空襲があった正にその足元での出来事ですから、会長としても出来ることはやろうということでやって参りました。

東京大空襲は、端的に軍事目標主義じゃない攻撃ですから、今で言えば国際人道法、元々の言い方では戦時国際法違反ですよ。この国際法違反の軍事攻撃によって多くの民間の方が、亡くなり、障害を負い、家を失いという被害を受けた訳ですが、それに対して戦後の復興の中でも取り残したままということでは済まないのでは、正に国としての品位や道義が問われているという素朴な思いが、自分としては実は強いものがあってやって来ました。

—— 世田谷区で、条例ができるという成果もありましたね。

そうです。もっとも、これは実は正直に申し上げますと、私が会長として世田谷区長に働きかけたということでの因果関係はありません。ただ、8月15日に「80回目の終戦の日を迎えて民間戦災者に対する援護法の制定を求める会長声明」、あと3月10日の東京大空襲、東京都平和の日ということですから、「東京都平和の日を迎えて空襲等民間戦災者に対する援護法の制定を改めて求める会長談話」を出しておりまして、多少なりともいい影響はあったかとも思います。実際、東京都平和の日の談話については、超党派の議員連盟の会長にも直にお持ちしましたところ、世田谷区での条例制定と相まって、議員立法による解決を実現するうえでも後押しになるということを言われております。

今年度、世田谷区で条例が制定されたことは一つの成果ですが、戦後80年ですから、対象者の高齢化を考えると時間的な制約は非常に大きいです。今後は、都内の別の自治体にも条例制定を働きかけまして、国と自治体の両面から攻めて、できるだけ早く具体的な成果につなげて行きたいと考えています。

—— 再審制度改革についての現在の状況をどのように見ておられますか。

再審制度については、5月13日には自民党の法務部会・司法制度調査会にて再審開始決定に対する検察官が抗告できるには十分な根拠があることが要件とし

て設定されることになりました。ご存じのとおり、法制審議会の答申では再審事件の長期化の大きな要因であった検察官抗告を禁止しないという結論になっていましたので、この点は成果であったと評価できます。また、再審請求人からの請求に基づく証拠開示命令の規定も新たに設けられてはおりますが、まだまだ国会審議での修正や政府答弁による解釈や運用上の課題が多く残っています（2026年6月8日現在）。

袴田事件などの影響もあり、社会的関心は非常に高まっています。また再審法改正法案は、重要広範議案として指定されており、総理出席による審理を要する法案となっています。平成の大改革と言われた司法制度改革の関連法案では、例えば裁判員制度においてすら、総理の法務委員会への出席はありませんでした。

再審法改正問題の重要度の高さを改めて認識し、世論の後押しをバックに、この機運を逃さず、あと少しですので、必要な改革につなげていかなければならない課題だと思っております。

—— 人権問題全般に対する姿勢についてお聞かせください。

同性婚の問題や生活保護基準の問題など、いずれも憲法上の人権に関わる重要なテーマです。弁護士会は人権擁護を使命とする団体ですから、侵害が認められる場合の法命題に基づく規範論としての発信は当然必要ですが、理念を制度化する政策論の問題についても、法律制度の改善に努める観点から、その実現のための活動は不可欠です。

繰り返しともなりますが、弁護士法42条に基づく建議権もありますので、それを適切に行使しながら、社会に対して必要なメッセージを発信するだけではなく、制度構築に向けた活動、これを果たしていくことが弁護士の責務であるということです。

—— 選択的夫婦別姓制度についてのお考えはいかがでしょう。

弁護士の中では、制度として実現すべきだという点については、当然ながら既にコンセンサスが出来上がっている課題です。ただ、社会全体で見ると、必ずしも切実な問題として広く共有されているとは言えない面もあるのではないかと感じています。政治は弱い者のためにあると唱える政治家は与野党を問わず大勢います。しかし、それでもなぜ？というところだと思います。

恵まれたキャリアとの関係で強く問題を感じている方がいる一方で、そこまで切実には正直思っていない方々も国民世論としては多いというのが現在地なのではと考えざるを得ません。選択だからいいのではないのかだけでなく、日々の生活やより深刻な差別に困難を抱えている方々からも共感を得ていくことが課題なのかも知れません。それには、裾野を広げて理解を深めていくことが必要であり、その意味では今はそのために与えられた時間でもあるのではないかと考えています。

—— 弁護士の信頼と不祥事防止についてはどのように取り組まれましたか。

会長として最も重い責任を感じたのは懲戒処分の告知です。これは弁護士自治の根幹に関わるものであり、その責任は非常に大きいと感じました。

一方で、不祥事を未然に防ぐための取り組みも重要です。当会では、データに基づくチェック体制や会員サポート、メンタルヘルスケア、倫理研修など、さまざまな取り組みを行っています。

会員数が増える中で、会員一人一人の状況を把握することは容易ではありませんが、できる限りの仕組みを整え、信頼の維持・向上に努めていく必要があります。

—— 「川を上れ、海を渡れ」という言葉についてお聞かせください。

弁護士制度150年ということもあり、「川を上れ」は由来や経緯をまず調べましょうということで、「海を渡れ」は文明国・近代国家となることを目指した明治以来の手法でこれも不可欠ですという意味です。歴史を振り返り、また広い視野を持つことの重要性を示したものです。弁護士という職業は日本国憲法に至ってその77条に明記された存在でもあります。その意味を改めてかみしめながら、これからの在り方を考えていく必要があると思っています。

—— 若手の弁護士や修習生、これから法曹を志す人へのメッセージをお願いします。

弁護士、そしてその法曹の原型、そのベースが弁護士だという考えで申し上げますと、弁護士が職業として非常にやりがいがあるのは確かです。先ほど申し上げたように、憲法にも明記されている唯一の民間の職業は弁護士だからです。多くの職業の中でも、選んで後悔のない職業だと思います。人権や社会正義に携

わるという誇りを持てる職業です。ぜひ挑戦していただきたい。

もう25年以上前の話になりますが、司法制度改革で法曹人口の大幅な増加、司法試験年間合格者3000人と言われていた時代でした。その頃、司法制度改革をになっておられた大先輩の方から、弁護士が急に増えて不安だという声がありますか、と聞かれたことがありました。その時の私の答えですが、若い人に将来は安泰と思っている人はよほどの人で、普通は不安はあって当然だと思います、ただ、不満はあるという人は多いのではないかとお答えしたことがありました。先輩方の時代は、日本は高度成長の時代で、それなのに弁護士人口、法曹人口が毎年500人増に固定化されていて、正にその期間は不安すらない時代だったと思うからです。

その間、毎年、もう少しずつ法曹人口を増やしていけばよかったものを、急に増やして、しかも低成長の時代に重なって、ということで大きな歪が出て、不安ならぬ不満の声が強くなってくのではないのか、という話でした。

とはいえ、どんな職業でも若いうちは不安があるものですし、時間の経過により、もう法曹人口急増も均され、歪の時代は脱したのでは私は考えております。

—— 最後になりますが、会員の皆様が拝読しています。何か一言いただけますか。

LIBRAは、たとえば再審法の改正についても特集や連載を組んでいただいています。当会のみならず日弁連が取り組んでいる課題についても、LIBRAをご覧いただければ多くのことがわかると思います。会長声明や談話等も掲載していただき、執行部としても助かっています。LIBRAを手にとっていただき、会務のことのみならず実務的な企画も充実していますので、これからもぜひご覧ください。

—— ありがとうございました。

プロフィール すずき・よしかず

1987年修習終了(39期)。東京弁護士会副会長(2007年)、男女共同参画推進本部事務局長(2008～2011年)、民事司法改革実現本部部長代行(2021～2023年)。日本弁護士連合会事務次長(2003～2005年)、日本弁護士連合会立法対策センター事務局長(2013～2018年)、関東弁護士会連合会常務理事(2025年)、日本弁護士連合会副会長(2025年)等を歴任。

大阪弁護士会司法問題対策委員会との司法改革交流会報告

司法改革総合センター 事務局長 枝廣 恭子 (62 期)

1 はじめに

2026年3月7日、当会の司法改革総合センター（以下「当会司改センター」という）は、大阪弁護士会司法問題対策委員会（以下「大阪司法問題対策委員会」という）との間で、毎年恒例の意見交換会を実施した。意見交換会には、当会司改センター及び大阪司法問題対策委員会の委員に加えて、両弁護士会の現執行部と次年度執行部も参加し、相互に課題認識を共有するとともに、懇親を深める貴重な機会となっている。



2 大阪弁護士会司法問題対策委員会討論・報告

(1) 「共同親権制度導入を控えた家庭裁判所の現状と課題」



大阪弁護士会の報告者から
大阪弁護士会 櫻井美幸弁護士

家事事件数の急激な増加に伴い、家庭裁判所では審理期間の長期化、地域格差、人的資源の慢性的な不足といった課題が顕在化している中、家事事件手続の運用最適化と暫定措置の活用、専門的人材の戦略的投入等により、長期化を抑制しつつ質を確保すること、IT化によって本質的判断に集中できる環境を整備することなど、審理の充実に向けた取組が一定の成果を上げていることが紹介された。

一方で、本年4月1日施行の2024年改正民法の下で共同親権制度が導入されることで、調査官への負担集中と地域格差の拡大が懸念され、さらには、制度開始が目前に迫る中、ガイドラインの整備や人的資源の確保、システム改修が遅れていることが指摘された。子どもの福祉と家族の安定に直結する問題であるからこそ、残された期間でリソースを集中投下し、最低限かつ必須の体制を構築するべきと

提言された。

参加者の間では、家庭裁判所における課題について改めて共有し、共同親権制度の成功のためには裁判所のみならず、弁護士、弁護士会としての対応も重要となることが再認識された。

(2) 訴訟当事者の権利宣言

2025年11月28日の近畿弁護士会連合会大会で「訴訟当事者の権利宣言」を採択したことが報告された。同宣言は、当事者が公正な裁判を受ける主体であることを前提に、十分な情報提供を受ける権利、適切な代理人選任の機会、対等な立場で主張・立証に関与する権利などを明確化し、これにより、手続の透明性と公平性を高め、国民の司法への信頼確保を図ることを目的としている。弁護士は、訴訟当事者の権利を尊重し、国、裁判所、裁判官に対し、訴訟当事者の権利の尊重とその確保のために必要な施策の実施を求めていく必要があると訴えた。

(3) 「法定審理期間訴訟手続」に関する改正民事訴訟規則の問題についての意見書

2024年9月17日に公布された「法定審理期間訴訟手続に関する改正民事訴訟規則」について、2025年12月12日に大阪弁護士会が発出した意見書の内容が報告された。同意見書では、画一的な期間設定により当事者の主張・立証の機会が不当に制限され、実質的な審理の充実が損なわれ

るおそれがあるとの懸念が示されており、特に、事案の複雑性や当事者の事情に応じた柔軟な運用の必要性、裁判所の訴訟指揮の在り方、適正手続保障との調和を十分に図るべきであると指摘されている。

(4) 弁護士業務における生成AIの活用方法例 業務プロセスのシステム化と専門領域の拡張

山中理司弁護士(大阪)は、弁護士業務における生成AIの活用について、文書作成を補助するにとどまらず、戦略的な意思決定を支援することで初動スピードが劇的に向上し、本質的な問題について思考する時間を確保できるため、業務の効率化が可能となり、バイアスを排除し、客観的な証拠の評価を最大化することで質の向上が図られると語った。

3 当会討論・報告

当会からは、「都市部における司法アクセス障害と都市型公設事務所の取組み」というテーマで報告を行った。

東京パブリック法律事務所の長谷川翼所長と野原郭利弁護士が、同法律事務所の業務の概要や抱える課題等について



当会の報告者から
弁護士法人東京パブリック法律事務所 所長 長谷川翼弁護士

紹介した。相談意欲があっても弁護士にたどり着かない「都市部における司法アクセス障害」の解消のため、同法律事務所は設立された。言語や障害、生活困窮といった要因、さらには、社会からの孤立、つながりの乏しさといった都市部ゆえの問題から、弁護士に頼るという発想に至ることができない人が多いため、弁護士が受動的に相談を待つのではなく、出張相談、行政やNPOといった関係機関との連携を通じて能動的に接点を構築することが重要であるとの指摘がなされた。実際に、同法律事務所の相談の7割前後が関係機関を経由しているとのことで、連携の重要性が示された。

相談にたどり着いた場合であっても、法的課題はその人が抱える問題の「氷山の一角」に過ぎず、その背後にはDVや経済的困窮、言語や文化の違い、さらには、社会的孤立といった構造的問題が存在するため、弁護士だけでは解決に至ることが困難であり、多様な支援機関と協働して対応することが不可欠であるとの指摘もなされた。

同法律事務所においては、長年の活動によって関係機関



とのネットワークを築き、協働する体制が構築されており、豊島区に外国人専門相談窓口が設置されるなど、その取組が行政を動かした事例も紹介された。一方で、同事務所のみで問題に取り組むことには限界があり、活動を担う弁護士をどのように支援し、担い手を拡充するのかが今後の課題であるとのことであった。

大阪弁護士会の会員からどのように連携先を増やし、ネットワークを構築しているのかといった質問があり、日々勉強会や意見交換会を実施していることが紹介された。当会の会員からは、同法律事務所の活動に敬意を表する声があがるとともに、その活動を当会の会員に紹介し、そのノウハウを共有するための広報活動等の重要性を実感したとの感想が寄せられた。

4 おわりに

双方の発表内容について様々な意見が交わされ、共同親権制度の開始を控えた家庭裁判所の課題や、司法制度の根幹にかかわる重要なテーマについて充実した報告がなされた。また、都市部における司法アクセスの課題について、弁護士、弁護士会として引き続き議論・検討し、取り組んでいく重要性が参加者の間で共有された。

終了後の懇親会も盛会のうちに終わり、本意見交換会が、両弁護士会が様々な課題を共有し、協調して取り組むための良い機会となっていることを実感した。来年以降も有意義な議論を重ねられるよう、当会司改センターの活動を盛り上げていきたい。



大阪弁護士会の出席者から
2025年度会長 森本宏弁護士

映画『ハーフ』上映会及び対談会報告 (マイクロアグレッションについて)

外国人の権利に関する委員会 委員 林 純子 (68期)

2026年3月9日、会員向け研修会として、オンラインで映画『ハーフ』上映会と対談会を行った。同映画は、日本と外国にルーツを持つ「ハーフ」たちが、自身のルーツと向き合い、日本社会でどう生きるかを追った2013年制作のドキュメンタリーである。上映後、出演者の一人である矢野デイビット氏（一般社団法人Enije代表理事、明星大学客員講師）と筆者が、マイクロアグレッションをテーマに対談した。以下、その要旨を報告する。なお、同映画は2026年6月時点において、Amazon Prime Videoなどで視聴可能である。



筆者と矢野デイビット氏 (右)

林：映画から、「外国にルーツを持つ人」と一言で言っても、背景も経験も直面する問題も異なり、一括りにはできないことが伝わったと思います。対談では、マイクロアグレッションと呼ばれる悪意はなくても相手を傷つける言動に焦点を当てたいと思います。これは、日常の些細な言葉や行動で、意図の有無にかかわらず、特定の人や集団を標的にし、人種、ジェンダー、性的指向、宗教などを軽視・侮辱する言動のことを指します。

矢野さんは、お父さんが日本人、お母さんがガーナ人で、6歳で来日されてから40年近く経ちますが、今でもマイクロアグレッションを受けることはありますか。

矢野：日常的にあります。「日本語が上手ですね」「日本人より礼儀正しいね」「お箸の使い方が上手ですね」「漢字が読めるんだ」などと言われます。

林：相手は褒めたつもりでの発言だと思いますが、言われたらどう感じますか。

矢野：みんなと同じようにこの国で育ったのになぜ褒められるのか、日本人として同じ前提に立っていない、自分は他の人たちと同じだと思われていないのだと感じます。「漢字が読める」と褒められる一方、間違えると「デイ

ビットだから難しい漢字は仕方ないよ」と言われることもあります。単なるミスでもそう慰められると、やはり同じ前提で見られていないと感じます。

林：それが繰り返されると疎外感に繋がりますね。外国にルーツを持つ子どもには、外国に滞在したり、同じように外国にルーツを持つ人たちと集まるなど、「自分は特別（異質）ではない」と感じられる経験が大切で、映画でもその重要性が語られていました。公立小学校で自信をなくして吃音が出るようになってしまっていた少年が、ルーツを持つ国に滞在した後、日本のインターナショナルスクールに転校することで、自分のルーツに自信を持ち、のびのびとした姿になっていたのが印象的でしたね。

矢野：アフリカ系の外見から「スポーツが得意でしょう」と決めつけられることも多いです。私は実際スポーツが得意なので傷つくことはありませんが、得意でない人には怖いはずです。同じくアフリカ系の友人には、小学生の頃日本に来た際、足が速いと決めつけられてリレーのアンカーにされ、結局何人にも抜かされてしまった人が

います。勝手に期待され、勝手にがっかりされ、本人も自分に失望する辛い経験でした。「英語が話せそう」と思われ、話せないと驚かれたりがっかりされたりすることもあります。このような経験を繰り返すと、自己肯定感が下がり、周囲の期待を過剰に意識して、自分の軸で生きることが難しくなります。

林：自分の内側からでなく、周りから自分が形作られてしまうということですね。逆に、例えばスポーツで結果を出した場合はどうでしょうか。

矢野：努力して結果を出しても、「アフリカ系だからできて当たり前」「ずるい」と言われます。努力を見てももらえないのはとても辛いですね。

林：子どもの頃、傷ついた時に優しい言葉をかけてくれる大人もいたと思いますが、どう感じていましたか。

矢野：嫌なことを言う大人が多く、ごく一部の人の優しい言葉だけを信じることはできませんでした。綺麗事や嘘のように思えたのです。また、「気にしなくていい」「考えすぎだ」と言われても、傷ついている事実は変わりません。悩みを受け止めてもらえず、余計に傷ついてしまうこともありました。

林：傷つけられたうえに、「気にする自分が悪い」と思われるのは辛いですね。

マイクロアグレッションは、加害者に悪気がない場合が多いからこそ、「偏見だ」「傷ついた」と指摘するのは難しいと思います。矢野さんはどうしていますか。

矢野：私はできるだけ指摘するようにしていますが、多くの人は「めんどうな人」と思われるのを避けて笑って流していると思います。ただ、流し続けると、傷つく自分のほうがおかしいと感じたり、自分に原因があると思うようになってしまいます。

林：第三者がいる場面ではどうでしょうか。

矢野：第三者が指摘してくれることは滅多にありませんし、マイクロアグレッションだと気づく人は少ないと思います。でも、本人が言うのが角が立ちやすいので、その場で第三者が「今のは偏見だよ」「少し違うのでは」と添えてくれると、お互いが認識を持ててよいと思います。

林：気づいた時に指摘するのは面倒かもしれませんが、私

たちは、自分が聞き流してしまうことで、周囲の偏見を正当化し、被害者を傷つけてしまう危険性を自覚する必要があるように思います。特に学校の先生など影響力が大きい大人が聞き流してしまうと、子どもたちはお墨付きが与えられたと感じてしまうでしょう。

矢野：それに、指摘をすることは、相手の人間性を信じることでもあると思います。その場ではわからなくても、心の中で変化が始まるかもしれません。空気を読んで何もしないことは、その人の成長の機会を奪うのだと思います。私は相手を信じて向き合って生きていきたいと考えています。

林：それでは、私たち自身が無自覚にマイクロアグレッションをしてしまわないためには、何に気をつければよいでしょうか。

矢野：これについては林さんのご意見を伺いたいです。

林：私は「大きい主語」で考えないことが大事だと思っています。「〇〇人は」などと類型化せず、目の前の一人ひとりを見ることです。「日本語が上手ですね」も、勉強中の留学生に対して言うのと日本で育った矢野さんに言うのでは意味が異なります。相手を見て、その言葉に根拠があるか一瞬考える意識が必要です。

もし自分がマイクロアグレッションをしてしまった場合には、どうしたらいいですか？

矢野：まずはその場で「あ、今のは偏見だよ、ごめん」と言うのが一番です。家に帰ってから気づいたなら、次の日に「昨日のは間違っていた。傷つけていたらごめん」と謝ればよいと思います。そう伝えることで、相手は「自分が傷ついたことに気づいてくれる人がいる」と思えますし、何かを正したり思いを伝えたりしてよい世界なのだと認識できます。もちろん、それは決して簡単なことではないと思いますが。

林：言われた側がマイクロアグレッションだと気づいていない場合もありますから、言語化してもらうこと自体にも意味がありますね。難しいことですが、面倒がらず向き合い、言葉にしていくことが、マイノリティや子どもたちへのしわ寄せをなくすために大切だと分かりました。本日は貴重なお話をありがとうございました。

シンポジウム実施報告「高齢者の医療事故を巡る問題」

第二東京弁護士会会員・東京三弁護士会医療関係事件検討協議会委員 藤田 尚子 (49 期)

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会は、医療関係事件に関する訴訟技術（主張整理方法、立証方法等）及び審理方法の調査・検討・研究・改善等を行うことを目的として活動する協議会であり、その活動の一環として、年に1度、主に医療訴訟に関心のある弁護士に向けたシンポジウムを実施している。

2025年度は、本稿のタイトルにも記載したとおり「高齢者の医療事故を巡る問題」というテーマで、以下のとおり実施された。

【日時】 2026年2月19日（木）18時から20時まで

【場所】 弁護士会館12階 講堂

【内容】 ◆基調講演

大阪経済法科大学 手嶋 豊 教授
(神戸大学名誉教授)

東京地裁民事第30部（医療集中部）
園部直子 部総括判事

◆パネルディスカッション

〈パネリスト〉

手嶋 豊 教授

園部直子 部総括判事

木ノ元直樹 弁護士（第一東京弁護士会）

三枝恵真 弁護士（東京弁護士会）

〈コーディネーター〉

蒔田 覚 弁護士（第二東京弁護士会）

梶浦明裕 弁護士（第二東京弁護士会）

損害の各論点における高齢者に典型的な類型や特徴の有無、高齢者の医療事件について日頃感じていること等についてお話しいただいた。高齢者の事件では、転倒・転落、誤嚥など（特定の医療行為自体ではなく）入院管理・看護の過失が問題となる事案や、DNAR（Do Not Attempt Resuscitation：心肺蘇生法を行わないこと）を含む終末期医療が問題となる事案が特徴的ではあるものの、総じて、高齢であること自体が何らかの判断要素になるわけではなく、加齢による身体機能の低下や他の併存疾患などが個別事情として考慮される旨や、高齢ゆえにリスク要因が多いからといって単純に高度・多数の注意義務が認められるわけではない旨のご指摘があったほか、医療事件の処理に当たるご自身の思いとして、個別の医療事件の背景にある制度論にも配慮する必要がある旨のお話もあった。そのほか、患者側・医療側それぞれの代理人の訴訟活動についての所感なども率直にお話しいただいた。

その後、コーディネーターの蒔田弁護士と梶浦弁護士による進行のもと、基調講演のお二人の講師に、医療側代理人の立場から木ノ元弁護士が、患者側代理人の立場から三枝弁護士が、それぞれ加わる形で、パネルディスカッションが行われた。高齢者慰謝料の考え方につき、交通事故と同じ基準を用いることの是非などにも触れつつ自由な意見交換がなされたほか、転倒転落事故、終末期医療といったテーマを中心に、医療側、患者側、裁判所、学者の各立場からの深いご考察に基づく大変充実した議論がなされた。

基調講演での学術的な分析や訴訟実務に直結するお話に加え、パネルディスカッションでは、各立場からの悩みや問題提起などもあり、ご参加いただいた各弁護士においても、高齢者の医療事故・医療紛争をめぐる問題についての理解が深まり、得られるところの多いシンポジウムになったのではないかと考えている。

なお、当協議会では、2026年度も、例年どおりシンポジウムを実施することを予定している。

本シンポジウムでは、まず、基調講演として、「高度高齢社会での医療・介護と医事法」等を研究テーマとされている手嶋豊教授より、高齢者の医療事故を巡る様々な問題について、日本の医療の現状や他国の状況等も踏まえつつ俯瞰的に解説していただき、判例分析を交えた詳細な考察のもとに、検討課題と考慮すべき要素を整理していただいた。

続いて、園部直子部総括判事より、医療事件のうち高齢者の事件が占める大まかな割合や、注意義務・因果関係・

ベールを脱ぐ「役員室」 ～新人副会長の怒涛の日々～

弁護士会館6階に位置する「役員室」。そこは、会員の皆様にとって少し縁遠く、ベールに包まれた場所かもしれません。この連載「理事者室から」は、会長や私たち副会長といった理事者が、普段どのような日々を送っているのかをお届けする企画です。

この記事執筆している4月12日現在、私は副会長に就任してまだ数日しか経っていません。今回は、新人の「筆頭副会長」というフレッシュな視点から、このわずかな期間に体験した怒涛の日々や、役員室のリアルな空気感をお伝えしたいと思います。

年間900の議題！

理事者の活動は、就任前の3月からすでに始まっています。前年度の執行部が行う理事者会などの各種会議などを傍聴しました。理事者会は原則として週2回、朝9時30分から2時間半にわたって行われます。当会の諸課題から各委員会からの付議事項まで、年間の議題はなんと約800～900にも上ります。これらの会議を傍聴していなければ、到底太刀打ちできない、そう痛感させられる合理的かつ必須のプロセスでした。さらに、五十嵐裕美前筆頭副会長からは2回にわたり合計2時間の個別引継ぎを受け、バトンをしっかりと受け取りました。

霞が関を駆け抜ける「挨拶回り」

4月1日、小雨が降る中で私たちの業務はスタートしました。その職責の重さを肌で感じるのが、各所への挨拶回りです。最高裁判所をはじめ、東京高裁・地裁・家裁、検事総長、警視總監、そして日弁連や法テラスなど、関係各所を駆け巡りました。

副会長 谷原 誠（46期）

主な担当業務：総会、常議員会、資格審査、懲戒、綱紀、総務、人事、入退会、司法協議会、男女共同参画、職員人事・労務関係、人権賞、税務等



頼もしき「会務の総合デパート」

今年度の理事者は、石原修会長（39期）を筆頭に、私を含む46期から58期までの副会長6名、そして監事2名という陣容です。役員室では、個室を持つ会長とは異なり、私たち副会長は一つの部屋に机を並べています。会務経験が豊富な他の副会長たちは、次々と的確な判断を下しており、その様子はまさに「会務の総合デパート」。頼もしい限りです。

お弁当会議と、筆頭副会長の重圧

副会長の主な業務は、「会議」「決裁」「職員からの相談対応」の3本柱です。予定がぎっしり詰まり、週に1回はお弁当を食べながらの会議となるほどです。1日に10件以上上がってくる稟議決裁の山を前に、「どこまで深く読み込むべきか」と手探りの状態です。「筆頭副会長」には特有の任務があります。日弁連の業務で多忙を極める会長に代わって役員をまとめる役割（これについては、まだ実感が湧きません）のほか、各種会議の司会進行、懲戒言い渡しの立ち会いなど、気の抜けない業務が待ち受けています。

おわりに：全国の「灯台」となるために

今年度は、2028年に迫る基幹業務システムの大改修に向けた「要件定義」という山場を迎えます。実務を担う当会職員には多大な負荷がかかることが予想されるため、業務過多を防ぎ、働きやすい環境を守ることにも私たち理事者の重要な使命だと考えています。

会員の皆様が各方面で存分に活躍し、当会が全国の単位会を照らす「灯台」となるよう、着実に会務運営に取り組んでまいります。どうか皆様のご理解とご協力を、よろしくお願い申し上げます。



第38回 男性受刑者の髪型 丸刈り強制事件

人権擁護委員会 委員 市川 洋樹 (70 期)

1 事案の概要

申立人によれば、東京拘置所において、未決拘禁者から既決拘禁者になった時、申立人が拒絶しているにも関わらず、無理矢理力づくでバリカンにより坊主にされたとのことである。当会は、2026（令和8）年1月26日に、申立人の髪型についての自己決定権（憲法13条）を侵害したものと判断し、東京拘置所に対して、調髪の根拠とされている規則及び訓令に規定されている髪型について、性別による区別を廃止し、受刑者の性別を問わず適用される合理的な基準に改めるよう勧告をした。

2 受刑者の髪型

受刑者の髪型に関する諸規定は、正確には当会ウェブサイトに記載されている勧告書等をご参照いただきたいものの、大要、法務大臣が定めた訓令では、男性受刑者は残刑期3か月以内の者等の一定の場合を除いては、原型刈り又は前五分刈り（以下、両者を合わせ「丸刈り」という）を髪型としている。一方で、女性受刑者は、「華美にわたることなく、清楚な髪型」とされており、差異がある。

3 男性受刑者の髪型の問題点

男性受刑者の髪型を丸刈りにしている理由として、衛生上の必要があること、受刑者が経理作業として多数の受刑者の調髪を担当しており、その技量には限界があること、受刑者が逃走したときに発見しやすいことなどが主張されているものの、未決拘禁者及び女性受刑者の髪型を丸刈りとしておらず、そのために処遇上特段の不都合が生じているとはいえないことから、丸刈りを強制することの合理的な理由はないと考えられる。

本件だけでなく日本弁護士連合会、他の弁護士会においても男性受刑者の髪型に関する人権救済申立事件で、丸刈りを強制しないよう処置した例がある。筆者としては、男性受刑者の髪型を原則として丸刈りとしていることが、拘禁目的との関係で過剰な制限との理解が浸透していると考えている。

4 最後に

髪型への社会の考え方は、日々変わっていく。近年、甲子園の優勝チームが丸刈りの髪型でなかったこともニュースになった。一方で、刑務所に関する規定をはじめ、流動的に変わらないものがあり、それを形式的に運用すれば、時代に沿わないことになる。

大阪弁護士会が処置したものは、「法務大臣が定めた「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令」第6条第2項を改め」受刑者に丸刈りを強制しないよう勧告する内容であり*1、本件も調髪の根拠とされている規則及び訓令を改めることを法務大臣に上申するよう勧告している。筆者としては、受刑者の調髪の根拠とされている諸規定について、髪型だけでなく諸規定全体が時代に即していないと考える部分もある。本件だけではなく、刑務所での処遇を今後どのようにすれば、より受刑者の更生を促し社会復帰を図ることになるのか、考えた一件である。理想論かもしれないものの、例えば刑務所が受刑者の不満を処理する業務が減少すれば、刑務所は別のことにリソースを注げるようになる可能性がある。本件勧告が、受刑者の髪型をはじめ、受刑者の処遇に関する規定について時代に沿うよう変わる契機になることを願っている。

*1：大阪弁護士会ウェブサイト https://www.osakaben.or.jp/01-aboutus/committee/room/jinken/03/2024_0308_01.php

経験者に聞く 弁護士任官 —Season4—

第1回 プロ野球界を救った東京高裁決定

元東京高等裁判所判事・愛知県弁護士会会員 竹内 浩史 (39 期)



1 22 年間の裁判官生活を終えて

私は、名古屋での弁護士経験16年を経て、2003年4月に弁護士任官した。平成司法改革の下、2001年に日弁連と最高裁が合意してスタートした新制度の2期生である。中部弁護士会連合会の市民委員を含む委員会の推薦を受けて最高裁に採用された。当時はまだ下級裁判所裁判官指名諮問委員会*1は設置されていなかった。私は、司法修習生・弁護士時代を通じて公然たる青年法律家協会*2の会員で、任官と同時に日本裁判官ネットワーク*3に加入した。裁判官生活22年間の任地としては、東京高裁・東京地裁・さいたま地裁川越支部（人事訴訟係）・横浜地裁（交通集中部）・大分地裁（部総括）・大阪高裁・名古屋高裁・津地裁（部総括）を歴任した。

2 弁護士任官で何が変わるか

弁護士任官によって何が変わったのか、と疑問視する人もいる。弁護士任官者は自らがした裁判を語るべきだと思う。まず隗より始めよ、私が担当した名裁き（自称）を語ろうと思う。

3 近鉄・オリックス合併事件

任官2年目の2004年9月に東京高裁の主任裁判官として決定をしたプロ野球パシフィックリーグの大阪近鉄バファローズとオリックスブルーウェーブとの合併事件を取り上げる。

(1) 同年、球団経営が行き詰まった近鉄は、オリックスとの合併を進めようとしていた。渡邊恒雄氏（故人）をはじめとする球団オーナーたちは、もう一組を合併させて1リーグ10球団に縮小しようと目論んでいた。これが表面化して以来、日本プロ野球選手会（以下「選手会」という）は、古田敦也会長（当時）を先頭に反対運動を展開、その一環として、日本野球機構（以下「NPB」という）を相手に団体交渉の応諾などを求める仮処分を東京地裁に申し立てた。

(2) 東京地裁労働部の原決定（土田昭彦裁判官）は、9月3日（金）、球団合併は義務的団体交渉事項に該当しないとの理由で却下した。選手会は即時抗告し、順番で私が左陪席裁判官を務めていた東京高裁第23民事部（原田和徳裁判長）に係属し、私が主任裁判官になった。

社会の耳目を集めている大事件である。土・日を返上して記録を検討し、合議に時間を費やした。その間も時々刻々と情勢が変わる。内容的にも時間的にも、裁判官としてハードケースの最たるものだった。

(3) 最終的に抗告審決定をしたのは8日（水）になったが、その決断をしたのは前夜だった。私の臆げな記憶では、毎晩見ていた「報道ステーション」で解説者が「団体交渉ができてもいいように思うが、よく分からない。どこかで権威ある判断をしてくれるといいのだが」という趣旨の発言をしたのを聞き、徹夜で考えた。

*1：下級裁判所の裁判官の指名の適否につき、最高裁の諮問に応じて答申するため、2003年5月1日に設置された。

*2：1954年、憲法を擁護し平和と民主主義および基本的人権を守ることを目的として、法学者・弁護士・裁判官などによって設立された。1970年頃から石田和外最高裁長官による「ブルーページ」と呼ばれる攻撃を受け、裁判官会員は大量脱会し、残る会員は裁判官部会として独立した。

*3：1999年、開かれた司法の推進と司法機能の充実強化に寄与することを目的として、現職裁判官によって設立された。

翌朝から最終合議を開始。私が起案した決定*4の要旨は、次のようなものである。

ア 選手会は東京都労委で資格認定を受けた労働組合である。

イ 球団合併は義務的団体交渉事項に当たる。なぜならば、2球団の合併により1球団分の選手が解雇されるからである。

ウ 選手会の労働組合性と団体交渉権を否認してきたNPBの対応には問題がある。

エ しかし、選手会に団体交渉権があることを本決定で示しさえすれば、著名な法律家（根来泰周元東京高検検事長）を代表者（コミッショナー）に据えているNPBは誠実に団体交渉に応じるだろうと期待される。

オ そうでなければ、不当労働行為となり、当時の野球協約が高らかに謳っているプロ野球の権威と国民の信頼を失う。

カ 以上によれば、保全の必要性がないから、本件抗告を棄却する。

(4) 決定理由は、原決定と逆に団体交渉権を正面から認めた。それならば、なぜ原決定を取り消して仮処分を命じなかったのか。もし、そうすれば、これを不服とするNPBが最高裁に抗告を申し立てて、その間に合併の既成事実化が進むだろう。最高裁が私たちの判断内容を支持してくれるかどうか分からない。

(5) 東京高裁決定は、絶大な効果を発揮した。NPBは翌日から全球団を参加させて正式な団体交渉に応じた。ニュースで見た、会場入りした古田会長の

驚きの表情が、私の記憶に残っている。団体交渉権があるということは、それが進展しない場合のストライキ権があるということにほかならない。選手会は、団体交渉が膠着すると、躊躇なく土日の週末ストライキを決行した。その結果、近鉄・オリックスの球団合併を認める（合併後の球団名はオリックスバファローズ）代わりに、新球団の参入を翌年から認めるという合意に至った。

(6) これをきっかけに、私は新球団結成以来の東北楽天ゴールデンイーグルスのファンとなった。元々地元の中日ドラゴンズファンだったが、パ・リーグにも最頂の球団ができたことは大きな喜びだった。プロ野球界も、2リーグ制が維持され、日本シリーズが存続できたばかりか、翌年からセ・パ交流戦が始まり、NPB内外のプロ球団数も増えて発展が続いている。

4 主任裁判官として担当して

私はこの事件の主任裁判官として最適任だったと思う。労働弁護士として不当労働行為に通じていた。野球協約にも興味を持って、その注釈書を愛読していた。選手会の労働組合としての草創期も知っていた。何よりも野球ファンだった。

東京高裁で主任裁判官となる可能性がある陪席裁判官は約50人だったから、私に当たる確率は50分の1だった。そもそも、弁護士任官の新制度が始まっていなければ、その確率はゼロだった。これだけでも「弁護士任官には意義があった」と思ってもらえれば嬉しい。

* 4：抗告審決定については、私の著書『「裁判官の良心」とはなにか』201～207頁（LABO刊）に私の解説付きで掲載している。

憲法訴訟のいま

第12回 夫婦別姓訴訟における新たな方法論

選択的夫婦別姓訴訟弁護団・会員 谷口 太規 (58期)

本連載においては、これまで数回にわたって、弁護団のメンバーより第三次選択的夫婦別姓訴訟の提訴経緯や訴訟における主張内容の紹介を行ってきた。今回は、少し角度を変えて、本訴訟の特徴を方法論という観点から見てみたい。

1 公共訴訟と政策形成

選択的夫婦別姓訴訟は、「公共訴訟」と呼ばれる訴訟の一つである。公共訴訟とは、個人の権利救済を求める形を取りながら、その主な目的が社会課題の解決に向けられた訴訟である。政策形成訴訟などと呼ばれることもある。

ところで、政策は、新たな立法や、法改正という形で実現されることが多いため、その形成は多くの場合は行政府と立法府によって行われてきた。そして行政府や立法府が、これを行う時、そこには膨大なリソースが注ぎ込まれる。まず、担当省庁により、当該立法や法改正のための立法事実に関する調査が、幅広く、入念に行われる。その過程で諸外国における法制度や運用の状況なども調査される。また審議会や有識者会議のような特別な会議が設けられて、専門家による事実面・理論面のインプットや議論がなされることも多い。さらに、内閣法制局や、各議院の法制局による徹底的な条文審査、パブリックコメントの受け付け、国会での討論などを経て、ようやく成立することとなる。

これに対し、公共訴訟もまた、立法不作為の責任を問うことにより新たな立法を求めたり、あるいは法令違憲や行政の解釈・運用の違法性を主張することによりその修正を求めるものであるから、弁護団にも上記のような政策形成プロセスにおいて省庁や国会が行っていると同様の作業が求められることになる。立法事実や諸外国の法制度の調査、事実面や理論面での精緻な検討、関連条文との突き合わせなどをしながら、それを主張・立証していく必要があるのである。

2 リソースの圧倒的な不均衡

しかし、全く異なっているのは、省庁や国会が税金を元にした予算や多くの官僚といったふんだんなリソースを使いながら組織的にそれを行うのに対し、弁護団にはそのような人や金が不足しているということである。公共訴訟の多くは、予算もゼロに近いことが一般的で、また人の面でも、これに専従的に関われる弁護士はおらず、弁護団員たちは他の多くの事件を処理しながら、何とかその隙間で時間を見つけて公共訴訟に取り組むことになる。公共訴訟に関わる弁護士たちの熱意と不屈の精神にはいつも大きな敬意を抱くが、そうは言っても限界がある。公共訴訟は、法理論を正面からたたかわせるその手前で、常にその圧倒的なリソースの不均衡とたたかわなければならない。

夫婦別姓訴訟でも弁護団は第一次訴訟の前のほとんど何もなかったところから、長い時間と膨大な労力を費やし、理論面でも事実面でも多大な蓄積を行ってきたが、それでもこの不均衡は壁のように立ちだかってきた。

例えば、平成27年最高裁判決は、夫婦同氏強制が憲法14条1項の定める法の下での平等に反するのではないかという論点について、「本件規定は、…夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではな」として、これを否定した。確かに民法750条が求めるのは婚姻時に夫婦いずれかの氏を選択することであって、その規定自体はジェンダーニュートラルである。しかし、私たちは、婚姻時の氏を選択を巡る夫婦間の協議が決してニュートラルなものでないこともまた経験的に知っている。そもそも協議などほとんどの場合行われていないこと。珍しく行われたとしてもそれが様々な社会的力学により決して対等な協議とはなり得ないこと。これらのことを経験的に知りな

がらも、しかし、このことに関する公的な統計などが取られているわけでもなく、他方でそれを独自に調査すれば多大な費用を要することになり、上記経験論的認知を実際に立証することはできてこなかった。

3 第三次選択的夫婦別姓訴訟における 試み

しかし、第三次選択的夫婦別姓訴訟においては、これを乗り越える試みがなされている。まず本訴訟は、予算面での不均衡を少しでも克服するためにクラウドファンディングを用いて市民から訴訟費用の寄付集めが積極的に行われている。具体的には、本訴訟は公共訴訟を支援するウェブプラットフォームCALL4（コールフォー）*1に「夫婦別姓も選べる社会へ！訴訟」として掲載され、本稿執筆時点で425人の人から合計59万4190円の寄付がなされている。これまでも訴訟団は訴訟を広めるためのウェブサイトを立てて寄付を募るなどしていたが、多くの人が参加しやすく拡散力もあるCALL4を用いる形で、飛躍的に多くの訴訟資金を集めることが可能となった。

そして、このようにして集めた資金を各種の訴訟活動に有効活用している。例えば、前述した夫婦間の協議の実態についても、社会調査を専門とする研究者（大学教授）と連携する形で、700名以上のサンプルを対象とした調査を実施することができた。そして、その結果、実際には多くの夫婦間において氏の選択についての協議がなされていないこと、また協議がなされていない場合ほど夫の氏とされていることなどが明らかになった*2。すなわち、現実社会における氏の決定は、最高裁判決の判断の前提とされていた

ような夫婦となろうとする者双方の自由な選択の結果などとは到底言えないことを統計的に明らかにしたのである。

また、夫婦の氏の問題は、当然ながら訴訟の原告となっている人たちだけの問題に留まらず、結婚に伴い改姓が必要となる毎年約50万人の人たち、累計で言えば数千万人に影響があるものだ。にもかかわらず、これまではそれら大勢の人たちへの具体的な影響が法廷に十分には顕出されてこなかった。今回の訴訟においては、上記クラウドファンディングにおいて寄付してくれた人たちへのアプローチも含めて、インターネットを利用したさまざまな市民のネットワークによる呼びかけによって、氏に関する人格的利益が重要な法的利益であることや、夫婦の氏決定について夫婦間で自由かつ対等な議論ができていないこと等を裏付けるための陳述書の募集を広く行った。その結果、本訴訟においては900通を超える陳述書を提出できることになり、これらの課題が広く社会的なインパクトを有していることの立証が実現した。

さらに、本連載の第10回橘高会員の報告*3にもあるように、NPOのリサーチャーと連携して世界各国の婚姻時の氏の変更について世界95カ国における法制度を調査し、日本のような婚姻時の夫婦同氏強制制度をとっている国が一つもないことも明らかにした*4。

このように、夫婦別姓第三次訴訟では、より広い市民やNPOなどより幅広い人たちと、新たなテクノロジーも用いながら結びつき、協働することによって、これまで実現できていなかった主張立証を行っているのである。こうした新たな試みが、かたくなな司法において新たな扉を開くことを期待したい。

* 1：第38回東京弁護士会人権賞受賞団体であるNPO法人CALL4が運営する。筆者は同団体の共同代表でもある。

インタビュー（LIBRA2024年5月号20～23頁） https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_05/P20-23.pdf

* 2：甲A159号証（CALL4の「別姓も選べる社会へ！訴訟」ケースページから、訴訟資料のタブにて閲覧が可能となっている）。

* 3：橘高真佐美「第三次選択的夫婦別姓訴訟—国際人権条約及び婚姻後の氏の保持に関する国際的動向—」（LIBRA2026年3月号38、39頁）
https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2026_03/P38-39.pdf

* 4：甲A233号証（CALL4の「別姓も選べる社会へ！訴訟」ケースページから、訴訟資料のタブにて閲覧が可能となっている）。

法律家のための税法知識

第14回 会社内部者に対する損害賠償請求権の益金計上時期

東京高裁平成21年2月18日判決(租税判例百選(第7版)69事件)

税務特別委員会 委員 横張 清威 (56期)

1 事例概要

本件は、会社の経理部長（以下「A」という）が行った不法行為に基づき、会社を取得した損害賠償請求権をいつの事業年度の益金に計上すべきかが争われた事案である。

Aは、1997年（平成9年）から2004年（平成16年）にかけて、架空の外注費を計上する方法で、会社資金約1億8800万円を詐取した。会社は、当該架空外注費を法人税申告において損金の額に算入していたが、税務当局（浦和税務署長）はこれが架空であることを理由に、2001年（平成13年）9月期および2003年（平成15年）9月期等について、法人税の更正処分および重加算税の賦課決定処分を行った。

これに対し会社側は、架空外注費相当額が損金から除外される一方で、詐取された金額は損失として損金に算入されるべきであると主張した（これは認容された）。さらに、Aに対する損害賠償請求権は、回収が困難であったため、損害発生時の益金に算入すべきではない（現実の回収時、あるいは金額の確定時に計上すべきである）と主張して、処分の取り消しを求めた（争点）。

すなわち、詐取により発生した損害賠償請求権を損害が発生した年度（損失を損金算入した年度）の益金に算入すべきか否か、すなわち損益の「同時両建」の可否が争われた事例である。

2 損害賠償請求権の益金計上時期に関する学説

この点、法人税基本通達は以下のように定めている（下線筆者加筆）。

（損害賠償金等の帰属の時期）2-1-43

他の者から支払を受ける損害賠償金の額は、その支払を受けるべきことが確定した日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、法人がその損害賠償金の額について実際に支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入している場合には、これを認める。

このように、通達は、「他の者」から支払を受ける損害賠償金について、権利確定主義（収益や費用は、それに関する権利や義務が確定した時点で計上するという考え方）に基づく処理と、現金主義（実際に支払を受けた時点で計上するという考え方）に基づく処理の両方を認めている。しかし、通達解説によれば、会社内部者は「他の者」に当たらず、役員または使用人による不法行為の場合には本通達をそのまま適用せず、「個々の事案の実態に基づいて処理する」とされている。

この点、会社内部者に対する損害賠償請求権の益金計上時期の学説は、以下の2つに大別される。

- ① 同時両建説：不法行為による損失については当該損失が生じた事業年度の損金の額に算入し、これと同時に取得する損害賠償請求権を同事業年度の益金の額に算入する。
- ② 異時両建説：不法行為による損失については当該損失が生じた事業年度の損金の額に算入するが、損害賠償請求権については相手方との合意や訴訟等によりその額が決した事業年度の益金の額に算入する。

同時両建説をとる場合、事実上回収不能な債権であっても益金計上を強いられることになり、納税者にとっては過大課税となるとという批判がある（事例にお

ける税務当局の考え)。一方で、異時両建説は、費用収益対応の原則（会計期間における損益を適切に算定するために、その期間に発生した収益に対応する費用を同じ期間に認識するという考え方）から見れば損金と益金の期間対応が崩れるという批判がある。

3 裁判所の判断についての要旨

第1審（東京地裁）は納税者勝訴の判断を下したが、控訴審（東京高裁2009年（平成21年）2月18日判決）では一転して納税者敗訴となった。

裁判所はまず、収益の計上時期について「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従うべきであり、それは「収入すべき権利が確定した時」の属する年度とする「権利確定主義」に基づくと判示した。その上で、不法行為に係る損益の計上時期について、以下の判断枠組みを示した。

原則として、不法行為による損失が発生した時には、それと同時に損害賠償請求権も発生・確定しているため、損失（損金）と請求権（益金）を同時に計上すべきである（同時両建説）。しかし、例外として、加害者を知ることが困難であったり、権利内容を把握することが困難で、権利行使を期待できない客観的状況にある場合には、損失のみを先行して計上し、損害賠償請求権は後日の権利行使が可能となった時点等の益金とすることができる（異時両建説）。この例外適用の可否は、「通常人を基準にして、権利の存在・内容等を把握し得ず、権利行使が期待できないといえるような客観的状況にあったかどうか」によって判断される。

本件において、Aは経理担当取締役らに秘して詐取を行っており、取締役らは当時その事実を認識していなかった。しかし、裁判所は、正規の振込依頼書のチェックや決算期の会計資料の照合を行えば、こ

れらの詐取行為は「容易に発覚した」ものであると指摘した。結論として、「通常人を基準とすると、本件各事業年度において、本件損害賠償請求権の存在や内容を把握できず、権利行使を期待できないような客観的状況にあったとは到底いえない」として、損害発生時の事業年度における益金算入処分を適法と認め、会社の請求を棄却した。

4 結論

東京高裁2009年（平成21年）判決が示した「通常人基準」は、法人の内部統制の不備が、税務上の計上時期に影響を及ぼすことを示唆している。本判決によれば、役員が「知らなかった」という主観的事情だけでは足りず、客観的に「容易に発覚した」といえる場合には、同時両建が強制される。

経営資源が限られ、特定の役職員への信頼に依存しがちな中小企業において、内部者による横領等の不法行為は発生しがちである。本判決が示す「通常人基準」によれば、客観的に発見可能であったとされる場合、回収可能性の低い損害賠償請求権も損失と同時に益金計上（同時両建）することが強制されることになりかねない。これでは、実益のない権利に対して課税が生じ、法人税の軽減がなされないという、経営上の大問題を招きうる。

実務家としては、従業員等の不法行為があった際に、損害賠償請求権の益金計上を念頭に置かず、安易にクライアントに対して損金計上できるとアドバイスすることを控えるべきである。本判決の厳しい枠組みを踏まえ、内部統制の状況や不法行為の秘匿性を精査し、具体的な事案において「通常人基準」を踏まえたうえで、細心の注意をもって計上時期の判断に当たることが不可欠である。

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第45回 事務局体制

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会座長 三澤 英嗣 (48 期)

1 東京弁護士会は、弁護士の集合体ではあるが、弁護士だけで成り立っているわけではなく、弁護士会を様々な形で支えている事務局、職員も、その構成員である。

2 事務局のはじまりを東京代言人組合時代に遡ると、明治24年度の「東京代言人組合決算報告書」によると、使用人と呼ぶ書記1名と小使5名を雇用し、常議員会の決議によって任免をしていたようである。

当時は、いわゆる会館のような場所がなかったため、使用人は、一定の場所に勤務して事務を執ることができず、必然的に、重要書類も常に理事者の自宅に転々とし、往々その所在を知ることが困難な状態であった。

3 弁護士会事務所が建設されたのは、代言人組合が東京弁護士会になってから約18年後であった。当時は、木造漆喰質洋型2階建であったが、昭和7年7月、新たに鉄筋コンクリート造地下1階地上3階の当会の会館（現在の会館の一代前のもの）が建設された。それに伴い、事務局の体制も充実していく。職員によって構成された組織体ができ上がり、「書記局」と呼ばれるようになった。

昭和8年3月24日の臨時総会において、「職員、雇員、傭員、服務並びに給与規程」が成立した。この規程により、当会は「書記長、書記、書記補、事務員、巡視、給仕、電話交換手、小使」を置き、その身分関係を明らかにした。

もっとも、同就業規程は、弁護士会としての合理的能率的な会務の運営を図ると同時に、弁護士会の使用人であることを明らかにして、弁護士会の使用人が「一部弁護士の事務員の如く働き、中元歳暮の心付を受くるを目的とする」悪弊を除去することが目的であった。

4 戦後になり、昭和30年4月の常議員会で就業規則が成立した。同規則において「事務局長一係長一係員」の職制を定め、「事務局」という組織の存在が規

則上明確になった。高度経済成長期になると、会務は増大・複雑繁忙化していき、事務局も拡大した。特に司法制度に関する調査・研究等弁護士会活動の発展に応じて事務局を強化する必要が生じ、昭和48年3月1日、新たに「事務局職制」が施行された。

5 このように事務局体制が整備されたが、賃金や労働時間などの労働条件の決定は、労使間における対等で自主的な交渉によるものではなかった。特に、賃金の場合には、会費値上げを伴うため、常議員会や総会決議が必要とされていた。昭和47年頃、日弁連と法律扶助協会で労組が結成されたのを皮切りに、当会でも昭和48年12月に労組が誕生した。昭和49年には、「弁護士会に内在する矛盾を共同努力によって解決しようという意志の結晶」として、全弁護士労働組合が結成された。これによって、事務局の労働条件に関する労使交渉が行われることになるとともに、事務局の側も、事務局改善のために機構改革を積極的に提言するなどするようになった。

6 現在、当会の事務局は、正職員75名（定員数78名）、図書館職員6名、嘱託職員29名（定年後再雇用5名）、パート職員23名、派遣職員16名の合計149名体制となっている（2026年4月7日現在）。この事務局体制が、まもなく弁護士会員1万人になろうとする当会にとって必要十分なのか、当会の社会的役割の観点からも、今後議論されることになるだろう。





こんな活動しています ～法律研究部・同好会～

vol.15 インターネット法律研究部

自由な研究会です！

会員 植草 美穂 (56期)

私がインターネット法律研究部に入部したのは2009年で、その間にインターネットを巡る環境や法的問題は大きく変化しましたが、当部の特徴である自由な雰囲気は変わらないと思います。

インターネット法律研究部の取り扱う研究テーマは、「インターネットに少しでも関わるものであればOK」とされているため、テーマが幅広いことも当部の特徴です。インターネットは現代のインフラといっても過言ではなく、新しい技術に伴い新しい事象が生まれていますので、会員の興味のある事象・制度・判例を自由に選択し発表していただき、紀要への論文掲載の外、出版で研究成果を発表しております。最近の定例会のテーマは、最新判例、法改正の外、AIについての研究も多く発表されています。

定例会は月1回、原則第3金曜日午後6時から8時です。懇親会は年2回開催し、近時は業務とAIについての率直な意見交換などとても盛り上がりました。

外部講師の講演や、消費者問題特別委員会と共同開催の判例回顧の講義もあります。東京三会コンピュ

ーター関連研究会と発行者情報開示請求事件におけるスマートフォーマット・シームレス審理に関する研究も行いました。

インターネットに詳しくないと参加できないということはありません。勉強のために出席したいという会員、時間があるとき、興味がある分野に出席するという会員もいます。普段はウェブで定例会を実施し、出席者は10～15名程度ですが、出席者との自由な討論で大変勉強になりますので、興味のある方は入部していただき、定例会に参加いただけると嬉しいです。お待ちしております。



*問い合わせ先：業務課 TEL 03-3581-3332



こちらから読んでね

夏のメニュー



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

27期(1973/昭和48年)

追想・半世紀前の修習



会員 増田 次郎 (27 期)

私の修習時代は、半世紀以上前の昭和48(1973)年4月から同50(1975)年4月までの2年間でした。

私の同期(27期)は計528名(判明分)で、その内、女性は26名でした。男性優位の構成でしたが、その中から、後に女性の最高裁判事1名が出るという女性進出の先駆けの時代であったと思います。

私達の前期修習では、司法修習生が当時行われていた公職選挙(都議選)の最中に某政党を支援して戸別訪問をしたということで問題になったことがありました。しかし、関係者の配慮と尽力もあり、事なきを得たことを覚えています。

実務修習では、私は山形に配属されました。この山形という弁護士の少ない地方修習を経験したことにより、弁護士は都会より地方の方が活躍の余地が大きいということを実感しました。

山形に配属された修習生は4名という少人数で、私の他は地元山形出身が2名、隣県の仙台出身が1名という構成でした。検察・裁判修習は4名いつも同室で行動を共にし、平泉などの研修旅行にも出掛け、また模擬裁判に役割を分担して臨むなど濃密な交際と研修を続けました。また検察修習で、解剖医の執刀する検屍を見学した際、気分が悪くなり、退席、休憩の已む無きに至ったことを覚えています。

弁護修習は各自配属先の個人弁護士のもとで個別に修習を受けました。私が付いたのは設楽作己弁護士(先年ご逝去)でした。同弁護士の事務所は自宅内で住居と隣接しており、典型的な個人事務所でした。私は事務員の運転する同弁護士の乗用車に同乗させていただき、季節も丁度冬で雪の中、同弁護士のお話を聞き

ながら、山形、米沢、仙台など各地の裁判所などにお供しました。同弁護士は、弁護士は事件屋など反社的な人間に気を付けなければならないと言われていました。弁護士の関わる紛争には反社的な人間が関与したり近づいてくる余地が多くあるからです。

まったく油断のならないことで、現に、弁護士で反社的人物らと結託し(結託させられ)、大金を違法に隠匿して獄に付いた者もあり、身の破滅にならないよう気を付けたいものです。弁護士は高潔な気概が求められる職業です。近時、弁護士が依頼者から金銭を騙し取ったり横領して懲戒に付せられる事例が多く見られますが、法曹界自らが弁護士を過剰にして利益至上の競争社会にしてしまった必然の結果とも言えますが、我々は品位と自制心を保持して社会からの信頼と期待に応えなくてはならないと痛感します。

さて、2年目の秋となり後期修習のため東京(湯島)に戻りましたが、私は松戸市馬橋の研修所の寮に入りました。寮には全国からの出身者がいました。私の同室は川田君(大阪)で同君は酔うと河内音頭を唄うのが癖で、囲碁もよく対戦したのですが、昨年逝去したと聞き残念に思います。また寮には同級(27期3組)の仲間も多く居て、他の組の仲間も含めて、酒を酌み交わしたり二回試験のアドバイスを交わすなどして親しく付き合いました。

かくして、二回試験は、故石川義夫教官が「二回試験に落ちるのはラクダが針の穴を通るより難しい」と言われたように、無事に通り、その春、東京弁護士会に登録をして、今日に至っています。

弁護士生活を1年過ごして

会員 矢澤 恒典



はじめに

私が法科大学院時代にお世話になった会員が広報室関係者であったため今回、執筆機会をいただくことになった。しかし、残念ながら、私には、面白い文章を書くセンスがない。そこで、本原稿を書いているのは、葉桜が目立ち始めた4月上旬のことなので、2年目を迎えた若手弁護士らしく弁護士生活を1年送っての振り返りをしてみたいと思う。

弊所のパートナー弁護士いわく、この手の文章で調子に乗って筆を進めると、数年後に黒歴史になるそうなので、そのようにならないよう注意したい。

日々の業務

私の所属事務所は、弁護士数7人のいわゆる「街弁」である。パートナー弁護士により多少の偏りはあるが、一般民事・家事事件、中小企業法務、破産事件や労働事件等が万遍なく来る。その中で、新人が勉強になる事件や人手が必要そうな事件を中心にパートナー弁護士と一緒に担当に当たっている。

そのため、入所当時はもちろんのこと、1年経った現在でも、「初めての案件」に頻繁に出会う状況である。司法修習等で学習した僅かな知識をヒントにできる場面もあったが、全く基本知識のない法律・事案に関わることも多く、今でも毎回、必死に調べながら検討や対応を進めている。

このような状況であるので、良いか悪いかはさておき、1年経ったものの、日々の業務で飽きることはない。

成長を感じた瞬間

このような日々を送る中でも、多少なりとも、自身の成長を感じることができる場面もあった。それが「2回

目」である。

例えば、パッと思い浮かぶのは法人破産申立である。事務所に入所して1ヶ月くらい経った頃、小規模法人とその代表者の破産申立事件を任された。法人破産については、司法修習中に初回相談や債権者集会を見たことがあったので、多少は身近に感じていたが、実際に事務処理対応をすると全くそのようなことはなかった。

まず、相談の際に聞き取りを行った筈なのに、次々と新しい債権者が発覚する。また、申立をしようすると指定の申立書式の書き方がよく分からない。さらに依頼者本人ですら存在を忘れていた預金口座が発覚する等、見ているだけでは知らず、初めて経験することばかりであった。このように分からない！を何度も繰り返して無事に破産手続開始決定を得たときの感動は今でもしっかりと覚えている。

ただ、このように大変な苦労をした少し後に、再び別の法人破産申立を担当することになった。そうすると、事案は異なるものの、概ねの流れは前回、苦労して覚えていたので、「ここは注意しないと」という意識を持って進めることができるではないか。そのおかげで、1回目より込み入った事案ではあったが、比較的スムーズに破産手続開始決定に至ることができた。

2年目を迎えるにあたって

このように、初めての苦労が2回目以降で報われる経験は、労働事件や刑事弁護事件等、何個か経験することができた。この感動を忘れることなく、2年目も、「2回目の感動」を体験できるよう、「初めての案件」に向き合っていきたい。

何年後かにこの記事を見たときに「分からないなりに頑張っていたなあ」と懐かしく思えることを願って。

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

2025年に改定された東京都の最低賃金は、時給1226円（引上げ額63円、引上げ率5.4%）である（2025年10月3日発効）。

一方、東京都区部の消費者物価指数（総合指数）は、2020年を100として、2026年4月（中旬速報値）は112.4となっており、前年同月比で1.5%上昇している。ただし、同月の速報値をみると、中東の武力紛争の影響による原油価格の高騰を受けて同年3月に導入されたガソリン補助金などが物価の上昇を緩やかにした側面がある。全体としては収まることのないインフレ基調が続いている。今後は、世界的に石油製品などの価格上昇・供給不足の懸念が生じており、物価はさらに上がる可能性もある。

このように、最低賃金の引上げの効果は、物価の上昇によって打ち消されている部分がある。このため、労働者にとっては家計の収入増加を実感しにくくなっている。

また、労働組合の全国組織が学者と協力して行った調査によれば、物価高の影響も相まって、若者が自立し人間らしく生活するために最低必要な生計費は、東京都北区で月額28万5034円、月労働時間150時間として時給に換算すると1900円と試算されたとの報告もある。

2025年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）には、最低賃金について「2020年代に全国平均1500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。」という目標が掲げられている。しかし、上記の試算によれば、もはや1500円でも必要な生計費を得るには必ずしも十分とはいえない状況になっている。しかも、最低賃金額の

引上げは、労働者全体の賃上げにも繋がり、経済の好循環にも資する。このような状況を踏まえるならば、更なる大幅な最低賃金額の引上げは必要不可欠である。

もっとも、最低賃金額の大幅な引上げは、中小企業の経営に影響を与える可能性が大きいことから、抜本的な中小企業支援策の実施が必要である。価格転嫁を促すため、独占禁止法や中小受託取引適正化法を積極的に運用するとともに、監視等の体制を強化し、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるようにすべきである。また、社会保険料の事業主負担分の減免など中小企業支援策の大幅な強化拡充も不可欠である。

なお、最低賃金の発効は例年10月初旬とされていたが、2025年は全国的には最低賃金額の引上げを先延ばしにした府県が続出した。東京都の最低賃金においては、このような動きに追随すべきではなく、2025年と同様、本年10月上旬に改定額を発効すべきである。

当会は、中央最低賃金審議会、東京地方最低賃金審議会及び東京労働局長に対し最低賃金額を大幅に引き上げ、速やかに発効すべきことを、国及び東京都に対し大幅な引上げを進めるため中小企業支援策を一層充実強化させることを、公正取引委員会及び中小企業庁に対しては労務費の価格転嫁を可能とする公正な取引を確保する体制の強化等を、それぞれ求める。

2026(令和8)年5月25日
東京弁護士会 会長 石原 修

在留審査手数料の値上げ等に関する出入国管理及び難民認定法改定に反対すると共に慎重な審議を求める会長声明

本年3月10日、在留資格の変更許可等に係る手数料の上限額の引き上げ等の内容を含む出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改定案（以下「本法案」という。）が閣議決定された。本年4月28日には衆院本会議で与党の賛成多数で可決され、現在、参議院で審議中である。

現行の入管法では、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、永住許可等の手数料の上限額が1万円と定められている（入管法第67条）。本法案は、この上限額を、在留資格の変更許可及び在留期間の更新許可については10万円、永住許可については30万円に引き上げるものである。

この点、衆議院法務委員会での説明によれば、許可される在留期間が3か月以下の場合は1万円程度、5年の場合は7万円程度、永住許可については20万円程度に値上げする方針とのことである。

政府は本改定の必要性として、公正な出入国在留管理の拡充に要する費用について、在留外国人に相応の負担を求めると説明するが、このような突然かつ急激な値上げは、現在我が国で居住する外国籍者及びその家族の実情に配慮したものとは

言い難く、日本社会に暮らす多くの外国籍者の生活をその根底から脅かすものである。

特に深刻なのは、当事者である外国籍者及びその家族の暮らしに与える影響である。とりわけ子どもや高齢者のいる家族世帯には大きな打撃である。例を挙げれば、「特定活動」（難民申請者用）で在留するケースが多い難民申請者は、数か月の更新の度に1万円以上の手数料を支出することになる。ただでさえ経済的困窮状況にあることの多い難民申請者にとっては、さらなる追い打ちであり、人道上の問題も孕んでいる。

衆議院法務委員会で可決された付帯決議では、手数料の改定が在留資格の変更許可等の申請に不当な影響を与えないよう配慮するとしている。しかしながら、付帯決議に法的拘束力はなく、また、「配慮」の中身も全く不透明なのであって、当事者の抱える不安を払拭するものとは到底言えない。

永住資格取消要件の緩和等、政府の主導する「外国人政策」は厳格化の一途を辿っている。これに対し当会は、日本に暮らす外国籍者の権利を尊重し、真の意味での共生社会の実現に向けた施策を実施するよう繰り返し意見を述べてきた（入管法等

「改正」法の未施行部分の施行停止、入管法による人権侵害の抑止を徹底した制度運用、及び、国際的な人権基準に沿った抜本的な法制度改革を求める意見書（2024年3月7日付）、永住資格取消制度の創設に反対する会長声明（2024年5月16日付）、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に抗議し、差別と偏見のない多文化共生社会の実現を求める会長声明（2025年9月17日付）。外国籍者の生活への影響を顧みない本法案は、共生社会の実現をまた一步遠ざけるものと言わざるを得ない。

なお、本法案には、短期滞在の外国人を入国前にスクリーニングする電子渡航認証制度（JESTA）の導入も盛り込まれている。しかしながら、これについても、機械的なスクリーニングの結果、特定の国の出身者であることのみをもって入国を拒否

されるという入国差別が生じるおそれや、難民申請者の入国が短期滞在の目的に沿わないとして拒否されかねないといった懸念の声が上がっており、拙速な導入には反対である。

本法案の対象となる当事者は選挙権がなく「声」を上げることのできない外国籍者である。であればこそ、当事者に生じる負担や影響を十分に検討した慎重な議論が不可欠である。

当会は、外国籍者に急激かつ過大な負担を与える本法案に対し強く反対すると共に、当事者の実状を踏まえた慎重な審議を求めるものである。

2026(令和8)年5月26日
東京弁護士会 会長 石原 修

防衛装備移転三原則の5類型制限撤廃等に反対し撤回を求める会長声明

与党（自由民主党及び日本維新の会）は、本年（2026（令和8）年）3月4日、現行〈防衛装備移転三原則〉の「運用指針」の基本原則である5類型制限を撤廃して、殺傷能力のある武器の輸出をも広く認めること等を内容とする提言を取りまとめ、これを受けて政府は、本年4月21日、防衛装備移転三原則とその運用指針を改定する閣議決定及び国家安全保障会議決定を行った。

今回の改定は、運用指針の基本となっていた、完成品としての武器の輸出は、救難、輸送、警戒、監視及び掃海のいわゆる「5類型」に限られるとする制限を撤廃し、戦闘機、護衛艦、潜水艦等、直接人を殺傷し、又は武力紛争の手段として物を破壊することを目的とする「自衛隊法上の武器」の完成品を輸出することを、広く認めるものである。

その移転先については、国連憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務付ける「国際約束の締結国」に限定するとされているものの、その内容は抽象的であり、必ずしも絶対的なものではない。他方で「現に戦闘が行われていると判断される国」に関する一定の限定についても、「特段の事情」があれば可能とするものであって、その基準は抽象的で不明確であり、歯止めとしての機能は弱い。

我が国では、戦後半世紀にわたり、武器輸出を原則禁止する〈武器輸出三原則〉が堅持されてきたが、この原則が、2014（平成26）年に安倍内閣によって、〈防衛装備移転三原則〉に転換されて以降、閣議決定だけで運用指針が改定されて、武器輸出先等の制限が緩和され続けてきた。当会は、平和国家の歩みに反するとして、それに反対する会長声明をそのつど発出してきた（2014（平成26）年4月15日付「防衛装備移転三原則」に反対する会長声明、2024（令和6）年4月16日付「多国間共同開発兵器の第三国輸出に反対し撤回を求める会長声明」）。

そもそも、従来の〈武器輸出三原則〉は、戦後の防衛産業の復興とともに武器輸出への動きが取りざたされるなかで「平和国家としての我が国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避する」（1976（昭和51）年2月政府答弁）という我が国の平和主義を体現する国是として掲げられたもので

ある。今回の運用指針の改定によって、殺傷能力のある武器の輸出が解禁となれば、たとえ輸出時点において相手先が紛争当事国でないと判断されたとしても、その後に当該地が紛争当事国となるならば、日本製武器が人の殺傷に使用されることを押しとどめることはできない。また、「特段の事情」があるとして、紛争当事国に日本製武器が輸出されるならば、それが紛争の相手国に敵対行為とみなされるおそれは増大する。

日本国憲法9条1項は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と、我が国の恒久平和主義が武力によらない国際平和の保持とともにあることを定めている。今回の改定に際して、高市早苗内閣総理大臣は、5類型の制限を撤廃しても平和国家の基本理念を堅持することに変わりはない旨述べている。しかし、この撤廃は、他国を通して戦争・紛争に加担し、武力の行使を助長することにもなりかねず、「平和国家としての我が国の立場」を変容させるものであって、日本国憲法が掲げる恒久平和主義の理念に反するものである。

今回の改定が日本国憲法の平和主義との関係で孕む問題は上記のとおりであるが、仮にその点を措くとしても、日本の国のかたちをこれほど大きく変更する国家としての意思決定が、国会を全く関与させず、閣議決定及び国家安全保障会議の決定だけでなされるということも看過できない。これは、国の重要な政策について民主的・国民的議論がなされないまま、政府だけで決定したということを意味するのであって、日本国憲法の国民主権、議会制民主主義をないがしろにするものというほかない。

当会は、防衛装備移転三原則の運用指針の基本となる5類型の制限撤廃等の政府決定に対し、日本国憲法が掲げる恒久平和主義の理念に反するものとして強く反対し、撤回を求めるものである。

2026(令和8)年6月5日
東京弁護士会 会長 石原 修